

ひと・まち・自然、
健康に輝くまちみはま

第5次美浜町総合計画 後期計画

2021▶2025



2021年2月
美浜町



ひと・まち・自然、 健康に輝くまちみはま

～自然との共生+心～

本町は、平成26年度から12年間を計画期間とする「第5次美浜町総合計画」が中間年度を経過したことから、今回初めて中間見直しを実施し、これまでの取組みの成果を検証するとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、令和3年度から7年度までを計画期間とする後期計画を策定しました。

今後、人口減少や少子高齢化が急速に進行するとともに、異常気象等による自然災害、さらには、新型コロナウイルス感染症などの新たな脅威により、まちづくりを進めていくうえで大きな転換期を迎え、住民が安心・安全に暮らすことができる持続可能なまちづくりが求められます。

そうしたなか、後期計画では、国連が提唱した持続可能な開発目標（SDGs）の視点を取り入れることといたしました。持続可能な発展には、豊かな自然と調和し、自然と共生した社会が必要となります。だれ一人取り残すことなく、「ひと」も「まち」も「自然」も健康で、だれもが生涯を通して活躍できるまちを目指し、住民・事業者・大学など美浜町と関わりのあるすべての方々と一体となって、本計画の推進を図ってまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、多大な尽力を賜りました総合計画審議会委員の皆様始め、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和3年2月

美浜町長

齋藤 宏一





第1部 序論 総合計画の策定にあたって

- ① 中間見直しの趣旨 6
- ② 計画の構成と期間 6
- ③ 地域社会を取り巻く社会動向と課題 7
- ④ まちづくりの基本方針 9



第2部 基本構想

- ① 町の将来像 12
- ② 将来の推計人口 13
- ③ 土地利用の方向性 14
- ④ 施策の大綱と戦略プロジェクト 16



第3部 基本計画

- 基本計画の施策体系とSDGsの関係一覧 20



第1章 自然を活かし、快適に住み続けられるまちづくり

- 1-1 計画的な土地利用 22
- 1-2 市街地の整備 24
- 1-3 交通ネットワークの充実 26
 - (1) 道路ネットワークの充実 26
 - (2) 公共交通ネットワークの充実 28
- 1-4 港湾の整備と活用 30
- 1-5 上水道の維持 32
- 1-6 排水処理 34
- 1-7 公園・緑地の整備 36
- 1-8 里地里山の保全と活用 40
- 1-9 海岸・河川の保全と活用 42



第2章 安心・安全な暮らしができるまちづくり

- 2-1 循環型社会の推進 44
- 2-2 生活環境の保全 46
- 2-3 地震・津波・がけ崩れなどへの対策 48
- 2-4 交通安全の対策 52
- 2-5 消防・救急体制の充実 54
- 2-6 防犯体制の充実 56
- 2-7 火葬場 58
- 2-8 消費者の保護と育成 60



第3章 産業経済に活力のあるまちづくり

3-1	農業振興	62
3-2	水産振興	66
3-3	魅力ある地域商業の振興	68
3-4	活力を生む工業振興	70
3-5	交流産業（観光産業）の振興	72
3-6	地域資源を活かした新たな産業づくり	74
3-7	働く場づくり	76



第4章 支え合いに満ちた、人にやさしいまちづくり

4-1	健康づくり	78
4-2	地域医療の確保	80
4-3	地域福祉の充実	82
4-4	高齢者の福祉・健康・保健の連携・体制整備	84
4-5	子どもの福祉・健康・母子保健の連携・体制整備	86
4-6	障がい者（児）の福祉・健康・保健の連携・体制整備	88
4-7	社会保障の充実	90



第5章 人が学び合い、育ちあうまちづくり

5-1	生涯学習の推進	92
5-2	学校教育の充実	94
5-3	スポーツ・レクリエーションの充実	96
5-4	子ども・若者への支援	98
5-5	地域文化の振興と文化財の保護	100
5-6	多彩な交流の推進	104



第6章 参画と協働によるまちづくり

6-1	ボランティア活動の支援と育成	106
6-2	地域主権に対応した行財政運営	108
6-3	広報・情報発信	110
6-4	住民の参画と協働	112
6-5	男女共同参画の推進	114
6-6	広域的な連携	116
6-7	進行管理体制の整備	118



資料編	121
-----	-----



第 1 部

序論：総合計画の策定にあたって



1 中間見直しの趣旨

総合計画は、本町が目指すまちづくりの目標となるものであり、その実現のための施策の大綱を明らかにし、総合的かつ計画的に行政運営を図るための長期的なまちづくりの指針です。

平成25年（2013年）に、平成26年（2014年）度から令和7年（2025年）度までの12年間の計画期間とする第5次美浜町総合計画を策定し、『ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま』を町の将来像に掲げ、住んでよかったと実感できるまちづくりを進めています。

今年度、第5次総合計画が中間年度を経過したことから、これまでの施策を評価・検証するとともに、町の将来像＝まちづくりの理念はそのまま継承したうえで社会経済状況の変化や制度改正などを踏まえ、計画内容を見直しました。

2 計画の構成と期間

第5次美浜町総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」によって構成されています。3つの構成要素は、長期から短期にわたる町行政の施策の指針となります。

基本構想と基本計画については、平成26年（2014年）度から令和7年（2025年）度を目標年次とする12年間の計画とします。

なお、実施計画は、毎年策定（改定）されていくため、ここには掲載していません。

基本構想

基本構想は、本町が目指すべき将来像を明らかにするとともに、将来像を実現するための基本的な方向と施策の大綱を示すものです。

【将来像・推計人口・土地利用・施策の大綱と戦略プロジェクト】



基本計画

基本計画は、基本構想の方向付けと姿勢を受けて、将来像を実現するために実施すべき施策や事業内容を分野別に、具体的に示す長期のプログラムです。



実施計画

実施計画は、基本計画で示した方針に沿って、行財政上実施可能な施策を明らかにするもので、3年のローリング方式を採用し、毎年度の予算編成の指針とします。

③ 地域社会を取り巻く社会動向と課題

① 少子・高齢社会と人口減少

出生率低下に伴う少子化によって日本は人口減少時代を迎えました。さらに、医療の高度化に伴い平均寿命が伸びた結果、人生100年時代が到来し、日本は超高齢社会の道へと進んでいきます。少子化・高齢化は、社会経済の仕組みそのものに大きく影響を及ぼすのはもちろん、現役世代が高齢者を支える相互扶助の社会保障システムにさえも影響を及ぼすことが懸念されています。

② 雇用・労働環境の確保

生産年齢人口が減少し続けていく中、労働力人口を維持するためには、労働に従事する人たちの裾野を広げるよう、誰もが安心して働ける雇用・労働環境の確保が求められます。一人ひとりに合わせた働き方ができるよう、働き方改革をはじめ、ワーク・ライフ・バランス¹の推進や女性活躍の推進に取り組む必要があります。

③ 地域から地球規模までの幅広い環境保全

地球温暖化の進行に伴って、集中豪雨や竜巻、河川の氾濫などの自然災害も増えてきました。持続可能な社会を目指して、温室効果ガスの排出抑制や、生物多様性への配慮、省資源・省エネルギーなどに取り組んできましたが、次世代の暮らしを守るためには、幅広い分野でさらなる「環境保全」に取り組むことが重要です。

④ 多文化共生社会

国際的な交流の活発化、外国人労働者の増加などに伴って、国籍や民族などの異なる人々が地域とともに住むようになってきました。今後、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことのできる多文化共生社会を築いていくことが求められています。

⑤ 安心・安全な社会

東日本大震災をはじめとした、近年の度重なる自然災害や新型コロナウイルス感染症のパンデミック²などにより、私たちは、安心・安全な社会の重要性を改めて痛感しました。本町においても、近い将来に南海トラフ地震の発生が危惧され、ハード・ソフトの両面から住民の安心で安全な暮らしの実現を最優先課題として取り組む必要があります。

⑥ 地域経営型の地方行政

平成12年の地方分権一括法の施行以降、地方自治体は自らの責任と判断の下、地域の実情やニーズを踏まえた主体性のあるまちづくりが求められてきました。今後、少子高齢化が進み、人口が減少していく社会においては、限られた財源と人材を有効に活用できるよう未来を見据えた経営の視点が重要になります。

1 老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であること。

2 感染症や伝染病が国境や大陸を越え、世界中で大流行すること。

⑦ 持続可能な開発目標（SDGs）の実現

経済・社会・環境をめぐる幅広い課題を解決すべく、平成27（2015）年の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。

持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現すべく、町民・事業者・行政が連携、協働して取り組む必要があります。

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは

平成27（2015）年9月の第70回国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際目標で、2016年から2030年までの間に達成すべき17の目標（ゴール）と、関連する169のターゲットで構成されています。

平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）が、主に開発途上国における目標であったのに対し、SDGsは先進国を含む全世界共通の目標となっています。

「誰一人取り残さない」を基本理念とするとともに、持続可能な開発を目指すうえで重要とされる社会・経済・環境の各側面からの総合的な取組みに重点が置かれており、既に世界的な取組みがスタートしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsを通じて、豊かで活力ある未来を創る

4 まちづくりの基本方針

地域社会の動向や本町の特徴を踏まえ、以下のような基本方針のもとでまちづくりを進めます。

① 地域主権、市民主権を基礎としたまちづくり

住民ニーズが多様化する中で、今までにも増して住民参画を実現する必要がある、「補完性の原理」に基づきながら、住民が主体となったまちづくりを積極的に進めます。

② 社会経済状況の変化に主体的に対応できるまちづくり

少子・超高齢化、経済活動の変動、国際化や情報化の進展など地域社会を取り巻く状況の変化を的確に把握し、これら社会経済状況の変化や新型コロナウイルス感染症などの新たな課題に、柔軟にかつ主体的に対応していくことで、持続可能なまちづくりを進めます。

③ 協働のしくみを基軸とした全世代活躍のまちづくり

住民や住民組織団体、各種事業者と行政とが新しい協働的な関係を築きあげ、相互連携のもと誰もが地域社会の中に居場所を見つけ、様々な人や活動と繋がりながら、役割を担い、生き生きと生活することのできる「生涯活躍のまち」を目指します。

④ 社会関係資本（ソーシャルキャピタル²）の育成

伝統的な地域社会構造が依然として社会的な力を有しているとともに、NPOの設立など、新しい社会関係資本も生まれつつある。今後、これからの時代にふさわしい、力強いコミュニティの維持や育成が図られ、新たな社会関係資本が育まれるようにします。

⑤ 地域らしさを活かしたまちづくり

町民すべてが、住んでよかった、これからも住み続けたいと思えるように、地域資源の発掘、地域特性の活用を通じて、地域間競争の時代に積極的に立ち向かうことのできる特色あるまちづくりを進めます。

⑥ 多様なニーズに対応した住民サービスの実現

限られた財源の枠内で、より高度な住民サービスを実現していくために、縦割りで細分化された施策の組み立てだけではなく、目的に合致した総合的な施策体系の立案と推進を図ります。

⑦ 広域的な連携の推進

地域課題を克服し、よりよいまちづくりを進めるため、広域的な視点から本町が果たすべき機能や役割を明らかにし、必要に応じて広域的な連携を図ります。

1 政策決定や自治などをできるかぎり自分たち（家族やコミュニティ、地域社会）で行い、できないことは自治体が補完していくという概念。

2 人々の協調行動が活発化することで社会の効率性を高めることができるという考え方のもと、人や社会の信頼関係、規範、ネットワークといった社会組織の重要性を説く概念。



第 2 部

基 本 構 想



1 町の将来像

ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま



本町をもっとも特徴づける言葉として、ひと・まち・自然が挙げられます。

豊かな自然は、住む人や訪れる人の心にあたたかさや安らぎを与え、そこに住むことの魅力につながります。住民意識調査や地区別まちづくりワークショップの結果からも、里山や海に囲まれた豊かな『自然』が最も誇れるまちの資源であるという声が多く出されました。

また、祭りなどの伝統文化が引き継がれ、隣近所との付き合いやふれあいの風土もしっかりと根付いています。文化と風土を支える『ひと』もまちの大切な資源といえるでしょう。

これからのまちづくりでは、超高齢社会を迎える中で『ひと』がいつまでも元気でいきいきと暮らしていくこと、知恵と技と想いを持って『自然』を守り育てていくこと、賑わいがあふれ、住んでよかったと思える『まち』を創っていくことが重要です。つまり、『ひと』も『まち』も『自然』もすべてが『健康』であることが大切です。

さらに、住んでよかったと実感できるまちづくりを進めていくために、本町に住み、働き、学ぶすべての『ひと』が、自ら主体的にまちづくりに参画する意欲にあふれ、互いに協力しながら安心・安全で元気なまちを育んでいくことが期待されます。

本町では、まちの将来像=まちづくりの理念に基づいて、多様な主体が互いの役割と責任を確認しながら、支えあいと活気に満ちた『協働』による持続可能なまちづくりを推進していきます。

2 将来の推計人口

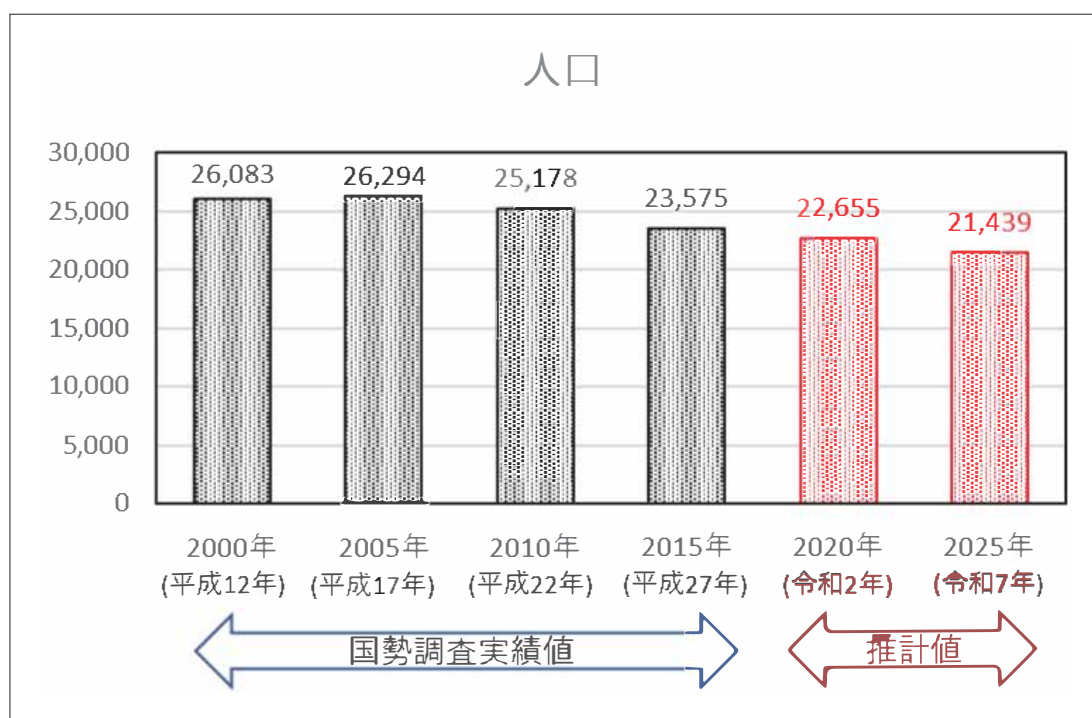
推計人口 **21,500人**

令和7年(2025年)

本町は、昭和50年代に名古屋鉄道の知多新線が野間駅まで延伸し、その後、日本福祉大学の総合移転などにより、急速に人口が増加してきました。しかし、平成17年の26,294人をピークに減少傾向に転じ、平成27年の国勢調査では23,575人となっています。

年齢別にみると、昭和50年に25.2%であった14歳までの年少人口の割合は、平成22年には12.7%、平成27年には11.3%にまで減少しています。一方で、昭和50年に9.0%であった65歳以上の老年人口の割合は、平成22年には22.1%、平成27年には27.6%にまで急激に増加し、超高齢社会が到来しています。今後もさらに少子化、高齢化が進展していくものと推測されます。

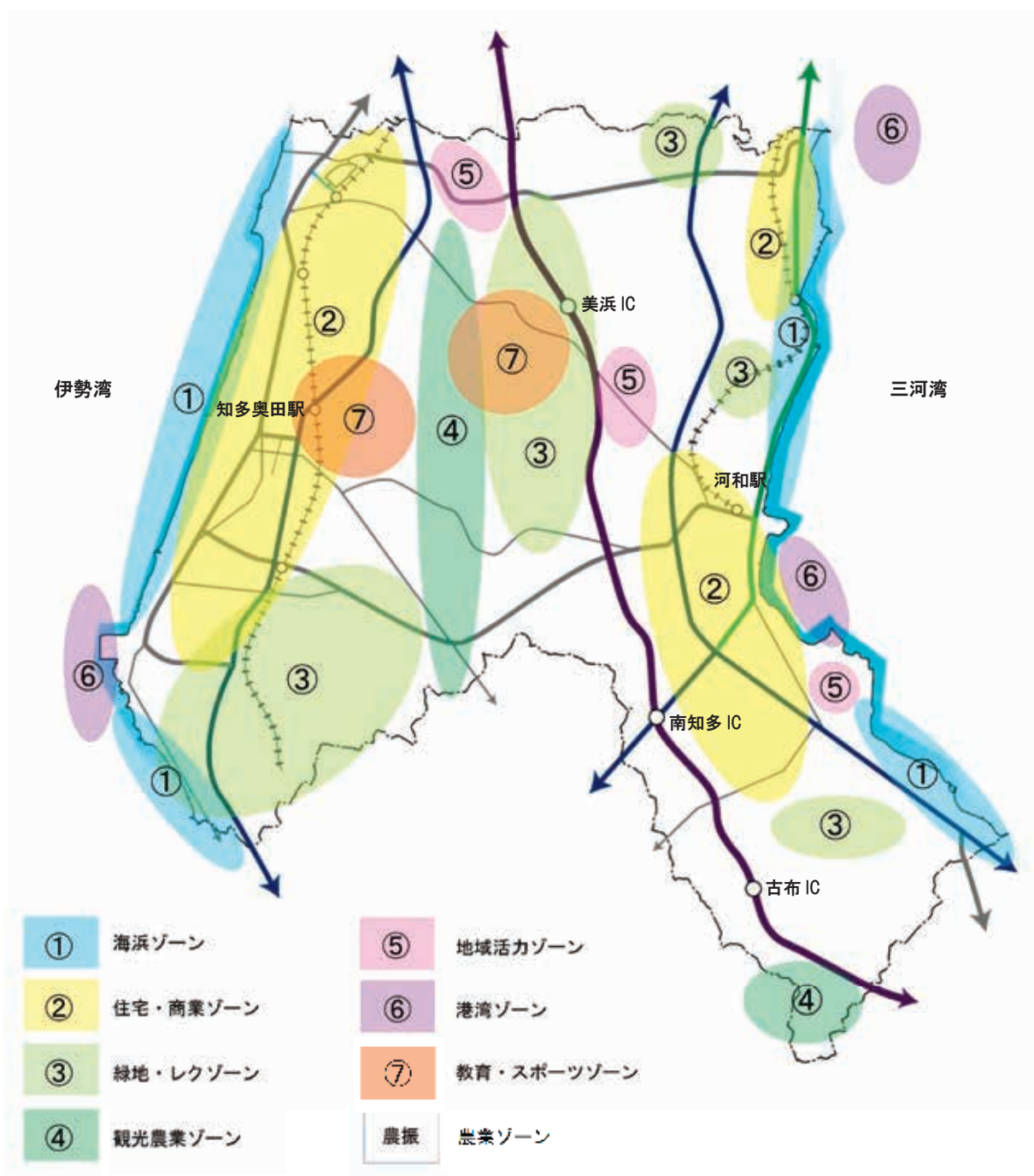
本町では、若い世代の流出を防ぐ子育て環境の整備に取り組み、自然資源やコミュニティなども活用しながら、住んでよかったと実感できるまちづくりを推進し、本計画における令和7年(2025年)の推計人口を21,500人とします。



3 土地利用の方向性

本町の豊かな自然環境を今後も継承していくことを基本としますが、まちの活力を維持するために、人口減少を抑制、交流人口や関係人口の増加を促す土地利用を進め、長期的な視点に立った、秩序ある整備と自然環境の保全による調和のとれた発展を目指します。

本計画では、これまでと同様に8つのゾーンを想定し、地元企業の集積や新たな産業を誘致する候補地としての「地域活力ゾーン」のエリアを拡大するとともに、日本福祉大学美浜キャンパス、総合公園、運動公園を中心に「教育・スポーツゾーン」として位置付け、町内の教育やスポーツを楽しむ場として、また、町外からの交流人口、関係人口が集う場の創出を図ります。



① 海浜ゾーン

本町の大きな魅力のひとつである「海」は、海水浴や潮干狩りといった観光資源や観光施設が豊富であるとともに、漁業や憩いの場としてなど、多くの恵みを与えてくれます。観光と漁業が共生しながら、観光資源のさらなる充実と身近な自然とふれあえる空間としての整備を図ります。

② 住宅・商業ゾーン

本町の核となるゾーンとして居住の促進や都市機能の維持・向上を図ります。また、知多奥田駅周辺は、利便性や都市機能を高めるだけでなく、景観や自然環境の保全にも配慮した整備を図ります。

③ 緑地・レクリエーションゾーン

上野間地区の鵜の池および総合公園周辺などは、本町の魅力ある資源として自然環境を保全しつつ、自然を活用したレクリエーションや交流、憩いの場の拠点として整備を図ります。

④ 観光農業ゾーン

農業交流拠点を中心とした里（美浜の里）として、グリーン・ツーリズム¹の展開など、景観や農産物等の地域資源を活かした都市と農村との交流推進を図ります。

⑤ 地域活力ゾーン

環境と調和した優良な企業の誘致や地元企業の育成・集積など、地域の活力の維持・向上と雇用の場の確保につながる基盤整備を図ります。

⑥ 港湾ゾーン

本町には3ヶ所の港湾区域がありますが、港湾としての機能が不足している区域もあります。港湾としての機能強化に取り組みつつ、観光や交流、憩いの場としての整備を図ります。

⑦ 教育・スポーツゾーン

日本福祉大学と地域との交流をより深めながら、学園都市としての機能を高めるため、知多奥田駅周辺及び総合公園の整備を推進し、交流人口や関係人口の増加を図ります。

○ 農業ゾーン

遊休農地の利活用を推進し、農業経営の安定化と地域の活性化のために、農家への必要な支援や加工品づくりなどの基盤整備を図ります。また、地域住民や都市住民が年間を通じて農産物や農作業に親しめる空間としての整備も図ります。

※農業振興地域（町の農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域）を対象区域とします。

¹ 緑豊かな農山村地域に滞在し、その自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

4 施策の大綱と戦略プロジェクト

美浜町の将来を展望したまちづくりの基本理念「ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま」を実現していくために、必要な施策を6つの視点から体系的にまとめます。また、美浜町が取り組むべきまちづくりの課題に対応し、6つの視点を横断的にカバーする施策群として、4つの戦略プロジェクトを設定します。

理念	施策の大綱	戦略プロジェクト			
ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま	自然を活かし、快適に住み続けられるまちづくり	自然資源を活かした交流人口の増加	女性や高齢者が働ける場づくり	住んでよかったと実感できる子育て環境の充実	安心・安全につながる住民間の絆づくり
	安心・安全な暮らしができるまちづくり				
	産業経済に活力のあるまちづくり				
	支え合いに満ちた、人にやさしいまちづくり				
	人が学び合い、育ちあうまちづくり				
	参画と協働によるまちづくり				

- 戦略プロジェクト -

戦略

①

自然資源を活かした交流人口の増加

地球規模での環境保全が注目されるなか、本町の自然資源を適切に保全・管理し、活用していく必要があります。自然資源は新しい産業創出の基盤となるほか、住民の住みよさを支える重要な要因にもなり得ます。町内外にその魅力を伝え、観光やスポーツなど交流人口の増加につながる環境整備に取り組みます。

戦略

②

女性や高齢者が働ける場づくり

子育て世代の定住を促し、同時に、高齢者を含む住民一人ひとりがいきいきと暮らしていくためには、雇用環境の創出と生活の自立化が必要です。地域の若い世代と高齢者が互いに支え合いながら、気軽に働ける場づくりに取り組みます。

戦略

③

住んでよかったと実感できる子育て環境の充実

安心して子育てを続けるには、経済的支援や相談体制の充実が欠かせません。また、子どもが安心して遊べる環境整備なども求められています。本町には保育所が充実しているという強みがあります。子どもの成長を地域ぐるみで支え、見守り、育むことができる子育て・教育環境の充実に取り組みます。

戦略

④

安心・安全につながる住民間の絆づくり

東日本大震災によって、家族や住民同士の関係性が改めて見直されています。発生が想定されている東海・東南海・南海地震への計画的な備えも重要ですが、コミュニティレベルでの助け合いや支え合いにつながる住民間の絆づくりにも取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症などの新たな課題に対応し、持続可能な地域づくりに取り組みます。

- 施策の大綱 -

① 自然を活かし、快適に住み続けられるまちづくり

本町を特徴づける海岸や里山などを活かしつつ、計画的な土地利用を通じて、まちの基盤と骨格をつくります。そのため、町の発展の基礎となる道路・交通・港湾・公園緑地などの都市施設の整備や、暮らしを支える上下水道・排水処理などの維持・推進を図り、住みやすく快適なまちを目指します。

- ☑計画的な土地利用
- ☑市街地の整備
- ☑交通ネットワークの充実
- ☑港湾の整備と活用
- ☑上下道の維持
- ☑排水処理
- ☑公園・緑地の整備
- ☑里地里山の保全と活用
- ☑海岸・河川の保全と活用

② 安心・安全な暮らしができるまちづくり

巨大地震などの大規模な災害から暮らしを守り、全ての住民が安心して安全に暮らすことのできるように、防災・防犯・安全対策などの充実を図ります。また、身の回りの生活環境の保全や循環型社会の推進を通じて、地域の未来に貢献できるまちを目指します。

- ☑循環型社会の推進
- ☑生活環境の保全
- ☑地震・津波・がけ崩れなどへの対策
- ☑交通安全の対策
- ☑消防・救急体制の充実
- ☑防犯体制の充実
- ☑火葬場
- ☑消費者の保護と育成

③ 産業経済に活力のあるまちづくり

まちを支える基幹産業である農業・水産業・観光業の振興を図るとともに、後継者の育成やさらなる付加価値の創造、都市との結びつきの強化などを通じて、次の世代につなぐことのできる魅力ある産業としての基盤整備を推進します。また、商業・工業の活性化を図り、まち全体として働く場を創出し、元気なまちを目指します。

- ☑農業振興
- ☑水産振興
- ☑魅力ある地域商業の振興
- ☑活力を生む工業振興
- ☑交流産業（観光産業）の振興
- ☑地域資源を活かした新たな産業づくり
- ☑働く場づくり

④ 支え合いに満ちた、人にやさしいまちづくり

超高齢社会においても、全ての住民が元気で活躍できるように、健康づくりに取り組みます。また、全ての住民が尊厳と生きがいを持って健やかに暮らすことのできるまちを目指し、保健・福祉・医療の連携と整備充実を図るとともに、地域コミュニティでの支え合いと共助の仕組みを再構築し、人にやさしいまちを目指します。

- ☑健康づくり
- ☑地域医療の確保
- ☑地域福祉の充実
- ☑高齢者の福祉・健康・保健の連携・体制整備
- ☑子どもの福祉・健康・母子保健の連携・体制整備
- ☑障がい者（児）の福祉・健康・保健の連携・体制整備
- ☑社会保障の充実

⑤ 人が学び合い、育ちあうまちづくり

子育てに関わる総合的な環境整備や施策の連携を図り、次の地域社会を支えることのできる人づくりを積極的に進めます。また、家庭・学校・地域での教育の充実や相互の連携を図り、生涯を通じた学び合いや自己啓発と地域コミュニティの活性化を図り、住んで良かったと実感できるまちを目指します。

- ☑生涯学習の推進
- ☑学校教育の充実
- ☑スポーツ・レクリエーションの充実
- ☑子ども・若者への支援
- ☑地域文化の振興と文化財の保護
- ☑多彩な交流の推進

⑥ 参画と協働によるまちづくり

地域主権の流れを積極的に受け止め、自立した住民自らが主体的にまちづくりを担っていくことができるように、住民参画やボランティア風土を育てます。また、多様な住民ニーズを的確に把握し、自助・共助・公助の適切な機能分担に対応できる効率的な行財政運営を図り、参画と協働を基軸としたまちを目指します。

- ☑ボランティア活動の支援と育成
- ☑地域主権に対応した行財政運営
- ☑広報・情報発信
- ☑住民の参画と協働
- ☑男女共同参画の推進
- ☑広域的な連携
- ☑進行管理体制の整備



第 3 部

基 本 計 画



基本計画の施策体系とSDGsの関係一覧

SDGs（持続可能な開発目標）は、世界の国々が持続可能な未来の実現に向けて取り組んでいる目標です。美浜町が取り組む様々な施策も、持続可能なまちを目指すためのものであり、同じ方向性を持っています。下表には、基本計画に示す施策体系とSDGsの17の目標との関わりを示しています。

施 策 体 系		
施策の大綱	施策コード	主な施策
1. 自然を活かし、快適に住み続けられるまちづくり	1-1	計画的な土地利用
	1-2	市街地の整備
	1-3 (1)	交通ネットワークの充実（道路ネットワークの充実）
	1-3 (2)	交通ネットワークの充実（公共交通ネットワークの充実）
	1-4	港湾の整備と活用
	1-5	上水道の維持
	1-6	排水処理
	1-7	公園・緑地の整備
	1-8	里地里山の保全と活用
	1-9	海岸・河川の保全と活用
2. 安心・安全な暮らしができるまちづくり	2-1	循環型社会の推進
	2-2	生活環境の保全
	2-3	地震・津波・かけ崩れなどへの対策
	2-4	交通安全の対策
	2-5	消防・救急体制の充実
	2-6	防犯体制の充実
	2-7	火葬場
	2-8	消費者の保護と育成
3. 産業経済に活力のあるまちづくり	3-1	農業振興
	3-2	水産振興
	3-3	魅力ある地域商業の振興
	3-4	活力を生む工業振興
	3-5	交流産業（観光産業）の振興
	3-6	地域資源を活かした新たな産業づくり
	3-7	働く場づくり
4. 支え合いに満ちた、人にやさしいまちづくり	4-1	健康づくり
	4-2	地域医療の確保
	4-3	地域福祉の充実
	4-4	高齢者の福祉・健康・保健の連携・体制整備
	4-5	子どもの福祉・健康・母子保健の連携・体制整備
	4-6	障がい者（児）の福祉・健康・保健の連携・体制整備
	4-7	社会保障の充実
5. 人が学び合い、育ちあうまちづくり	5-1	生涯学習の推進
	5-2	学校教育の充実
	5-3	スポーツ・レクリエーションの充実
	5-4	子ども・若者への支援
	5-5	地域文化の振興と文化財の保護
	5-6	多彩な交流の推進
6. 参画と協働によるまちづくり	6-1	ボランティア活動の支援と育成
	6-2	地域主権に対応した行財政運営
	6-3	広報・情報発信
	6-4	住民の参画と協働
	6-5	男女共同参画の推進
	6-6	広域的な連携
	6-7	推進管理体制の整備

21

1-1 計画的な土地利用

現状と課題

- 本町は、地形的には、東側の三河湾沿岸部および西側の伊勢湾沿岸部の平地と、内陸部の丘陵地とに大きく分けられます。平地では住宅や商業施設、工場などの都市的土地利用がされており、丘陵地は農地などとして利用され、緑豊かな環境が残されています。
- 町全域が都市計画法による都市計画区域となっており、無秩序な市街地を防止し、計画的な市街化を図るため市街化区域（517ha）および市街化調整区域が指定されています。市街化区域では良好な都市的土地利用を図るため、住居系、商業系、工業系の用途に区分されています。
- 農業振興地域の整備に関する法律により、農業の健全な発展を図り、国土資源の合理的な利用に寄与するための農業振興地域（4,076ha）が指定されており、そのうち1,434haが農用地等として利用する農用地区域に指定されています。
- 自然公園法により優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、三河湾国定公園と南知多県立自然公園が指定されています。特に、三河湾国定公園のうち鵜の池周辺は、国の天然記念物に指定されている鵜の山鵜繁殖地を保全するため、特別保護区域および第2種特別区域に指定され、様々な行為が厳しく制限されています。また、森林法による保安林の規制があります。
- 今後、町全体としての土地利用の調和を図りつつ、中央部に位置する総合公園を中心とした区域においては、交流拠点として、既存施設の連携や機能補完、新たな魅力の付加により集客力のある活性化した地域とすることが求められています。
- 知多奥田駅東側に、陸上競技場を中心とした運動公園を都市計画決定し、整備事業を進めています。この結果生まれてくる集客力を活かしつつ、知多奥田駅周辺地区全体においては、賑わいのある地域の拠点としての整備を進めていくことが必要です。また、野間駅周辺においても、整備の検討が必要です。

■運動公園イメージ図



目 標 像

自然と共生し、農業や観光を軸とした計画的な土地利用が図られるとともに、賑わいや機能集積の拠点では、多くの住民や来町客が集い、新しい交流の輪が広がっています。

取 り 組 む 施 策

施 策

①

農用地区域の計画的な土地利用

農用地区域は「美浜町農業振興地域整備計画」に基づいて優良農地の保全に努めるとともに、農地転用に当たっては、周辺土地利用との調和、良好な住環境の維持などに十分配慮します。

施 策

②

山林地域の土地利用

手入れの行き届かない山林地域においては、県などの補助事業を活用して森林整備を進めるとともに、都市との交流を含む新しい管理の仕組みを検討します。

施 策

③

市街化区域の土地利用

指定された用途区分に基づく適正な土地利用を推進します。低・未利用地については有効活用を図ります。

施 策

④

総合公園周辺の土地利用

総合公園周辺を交流拠点として自然環境を保全しつつ、スポーツ施設等の集約を図り、自然を利活用したより集客力のある活性化した地域を目指します。

施 策

⑤

知多奥田駅および野間駅周辺地区の土地利用

駅周辺地区については、賑わいのある拠点としての土地利用を検討します。知多奥田駅東側は、運動公園を整備します。

1-2 市街地の整備

現状と課題

- 本町では、人口増加や公共施設の整備にあわせた良好な宅地供給を図ることなどを目的として、6地区での土地区画整理事業および美浜緑苑での民間住宅団地開発を完了するとともに、野間地区および布土地区では既成市街地整備計画を策定してきました。
- 平成28年度には美浜柿谷特定土地区画整理事業が完了しました。一方、計画中であった浦戸第二地区および上野間駅南地区土地区画整理事業は、社会経済状況の変化を考慮して事業継続を断念し、市街化調整区域への編入を進めています。
- 今後、さらなる人口減少社会を迎えるなかで、市街化区域における低・未利用地の活用検討や、空き家の発生を未然に防止するとともに、条例および空家対策計画に基づいて、発生した空き家の有効活用を図っていくことが重要です。
- 交通結節点として十分な都市基盤整備がされていない駅前地区や公共的な基盤整備の必要性が高い地区については、土地区画整理事業などの計画を検討していく必要があります。

■市街地整備の状況



No.	事業名称	施行面積 (ha)	計画人口 (人)	計画戸数 (戸)	施行期間
①	美浜浦戸土地区画整理事業	13.68	1,231	324	S47～S52
②	美浜上野間特定土地区画整理事業	15.15	1,266	333	S54～S62
③	美浜北方土地区画整理事業	11.14	910	260	S55～S61
④	美浜南奥田土地区画整理事業	7.28	714	204	S57～S63
⑤	美浜布土郷下土地区画整理事業	2.9	289	76	S59～S62
⑥	美浜河和土地区画整理事業	28.9	2,888	825	S60～H6
⑦	美浜柿谷特定土地区画整理事業	9.97	914	277	H5～H28

目 標 像

市街地内での効率的な土地利用が図られるとともに、利便性の高い都市機能の集積が進められています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
市街化区域内宅地化率	71.1%	72.7%	74.5%

取 り 組 む 施 策

施 策

①

既成市街地の整備・再生および土地の有効利用の促進

道路管理者と情報を共有し、狭い道路や災害避難に支障をきたす道路を優先的に整備する取組みを行います。また、市街化区域内の低・未利用地を住宅地として活用するため、土地所有者に協力を働きかけるなど宅地化を促進します。

施 策

②

知多奥田駅および野間駅周辺の拠点整備

知多奥田駅および野間駅周辺は、都市的機能・公共施設などの機能集積と、若い世代への定住対策として、土地区画整理事業などの事業手法を検討し、推進します。

施 策

③

河和南部地区工業用地の活用検討

河和南部地区工業用地について新たな産業の受け皿としての土地利用を目指します。

施 策

④

市街化区域での土地区画整理事業の再検討

浦戸第二地区および上野間駅南地区土地区画整理事業について、事業継続を断念し、市街化調整区域への編入を進めます。

施 策

⑤

空き家バンク制度の活用

セミナーの開催などを通じて空き家バンクへの登録件数や利用者登録を増加させ、制度の充実を図ります。

1-3

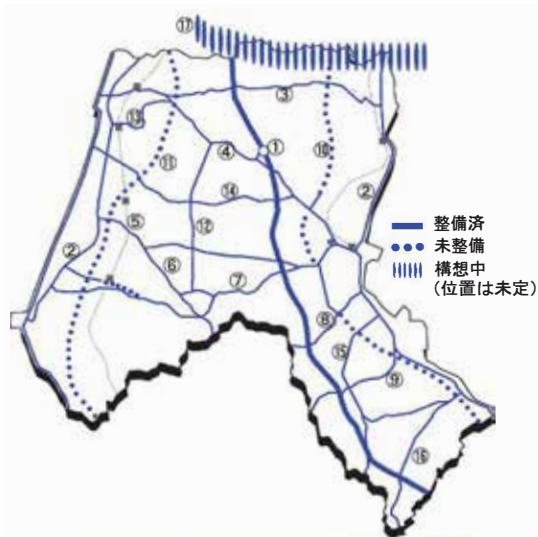
交通ネットワークの充実

(1) 道路ネットワークの充実

現状と課題

- 本町は、中央部を南知多道路および広域農道が南北に貫き、東西の海岸沿いは国道247号が通っています。国道247号については、常滑美浜バイパスの整備が進められています。
- 国道247号などの幹線道路では朝晩の交通渋滞や観光シーズンの交通渋滞が慢性化しています。観光客の増加に伴って、美浜インターチェンジ周辺での交通渋滞も慢性化しています。幹線道路の渋滞を避けた車が生活道路に入り込み、交通安全上の問題も懸念されるようになりました。
- 人やモノの流れを活性化させ、都市の活力を創造する動脈である都市計画道路（知多東部線、知多西部線）は、一部供用が始まっていますが、早急な整備が求められています。
- 町道整備については、引き続き行政区との連携を強め、歩車分離改良など、安全性を高め、住民のニーズに合った整備が必要です。

■道路網と主な路線



①	主要地方道半田南知多公園線/南知多道路
②	国道247号
③	県道上野間布土線
④	県道小鈴谷河和線
⑤	県道奥田河和線
⑥	県道奥田内福寺南知多線
⑦	県道野間河和線
⑧	主要地方道半田南知多線
⑨	県道内海美浜線
⑩	都市計画道路知多東部線
⑪	都市計画道路知多西部線
⑫	知多広域農道
⑬	町道小原池線
⑭	町道奥田・河和線
⑮	町道河和・古布・矢梨線
⑯	町道矢梨・切山・初神線
⑰	名浜道路

■全国道路交通情勢調査（平成27年）

路線名	観測地点	台/12h
国道247号	西部	8,219
		3,949
	東部	10,711
		11,301
主要地方道半田南知多公園線	布土地内	9,359
	浦戸地内	5,753
	古布地内	4,389
主要地方道半田南知多線	河和地内	3,887
県道上野間布土線	上野間地内	4,467
県道小鈴谷河和線	北方地内	6,868
県道奥田河和線	河和地内	7,433
県道野間河和線	野間地内	1,020
県道内海美浜線	古布地内	1,824



都市計画道路知多西部線

目 標 像

道路ネットワークの整備が進み、住民の暮らしや地域の産業振興、観光振興などに貢献しています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
都市計画道路 (東部・西部線)の整備率	11.0%	12.2%	18.7%

取 り 組 む 施 策

施 策

①

都市計画道路の事業化推進

都市計画道路の知多東部線の河和・古布バイパスの事業化、知多西部線の常滑美浜バイパスの早期完成を国・県に要望していきます。

施 策

②

国道・県道の改良整備

国道については、東部では交差点改良による渋滞緩和、西部では歩道設置等の整備事業を要望していきます。

また、主要県道についても道路拡幅等の整備事業を要望していきます。

施 策

③

町道 1・2 級の幹線道路の歩車道分離改良事業の推進

運動公園整備事業に併せて、隣接する町道の歩車道分離を実施します。

また、主要町道の新設改良事業に併せて歩車道分離の推進を図ります。

施 策

④

橋梁の耐震化や維持管理

「美浜町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕や定期点検により適切な維持管理に努めます。

また、診断結果により修繕等が必要と診断された橋梁は、早急に修繕を行い、長寿命化を図ります。

1-3

交通ネットワークの充実

(2) 公共交通ネットワークの充実

現状と課題

- 本町から名古屋方面への公共交通機関となる名古屋鉄道は、河和線、知多新線ともに一定の運行本数が確保され、乗り継ぎの利便性も含め、スムーズに利用できる状況です。
- 中部国際空港へのアクセスは路線バスと鉄道に頼っていますが、共に乗り換えが必要であり、時間・運賃の両面において利便性は高くありません。
- 巡回バスは、平成28年に福祉車両の導入に併せて、東部・西部コースに加え、両コースを網羅する巡回コースの運行を開始したことにより、運行本数が増え、利用者数も策定時実績値から1.5倍程度まで増加しました。今後、さらなる利便性と費用対効果の向上が必要です。
- 人口減少・高齢社会のなかで、高齢者などの生活を確保していく観点からも、一定の利便性を確保していくことが必要です。また、自動車と公共交通機関との乗り換えの利便性を高めることで、公共交通機関の利用者数を増やす努力も求められます。高架駅についてはバリアフリー化も課題です。

■鉄道および主な巡回バス路線図



■巡回バス利用者数の推移

年度	便数		
	東西	巡回 (東西)	年間 延便数
平成27年	10	-	3,560
平成28年	10	6	4,412
平成29年	10	6	5,728
平成30年	10	6	5,712
令和元年	10	6	5,744

年度	利用者数			
	西部 コース	東部 コース	巡回 コース	合計
平成27年	20,601	22,801	-	43,402
平成28年	19,064	20,254	5,055	44,373
平成29年	18,404	18,655	13,970	51,029
平成30年	19,592	17,530	13,532	50,654
令和元年	18,167	17,009	13,550	48,726

目 標 像

安全で快適な公共交通ネットワークが整備され、
高齢者を含む全ての住民にとって利用しやすいま
ちとなっています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
巡回バスの利用者数	91人/日	136人/日	160人/日

取 り 組 む 施 策

施 策

①

巡回バスの充実

時間当たり1本以上の運行本数を確保することを原則として、住民ニーズの高い地域へコースを増設することにより、交通弱者に対する地域交通の確保を目指します。

施 策

②

駅前駐車場の整備

公共交通機関との乗り換えの利便性を高めるため、民間企業と連携して、駅前駐車場の整備を推進します。

施 策

③

公共交通機関の利用促進

公共交通事業の利用促進を図り、公共交通網の維持をします。

施 策

④

高架駅のバリアフリー化

駅利用の促進を図り、バリアフリー化を事業者要望していきます。

1-4 港湾の整備と活用

現状と課題

- 本町には、重要港湾の衣浦港と地方港湾である河和港、富具崎港の3港があります。
- 河和港には、観光センターが立地し、海上旅客輸送も行われているため、篠島や日間賀島への観光客が訪れるほか、盆踊りや花火大会など、より多くの地域住民にも利用されています。また、平成26年より有料駐車場が整備され、鉄道利用などの利便性が高まりました。
- 富具崎港は、小型船の基地として利用されており、休日には釣り客で賑わっています。一方、野間海岸整備基本計画は協議が進んでいないため、県、地元関係者等の考えに基づいた事業の検討が必要です。
- 衣浦港15号地については、立地企業の選定や港湾計画への位置づけが求められます。
- 今後、東海・東南海・南海地震による津波などの影響が心配されているため、地震対策を早急に進める必要があります。

■港湾の位置



目 標 像

安全で利用者に親しまれる港湾空間が整備され、賑わいのある空間として多くの方に利用されています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
河和港駐車場の 一日平均利用台数	-	51.8台	100台

取 り 組 む 施 策

施 策

①

河和港駐車場の有効利用

河和港駐車場の適正な利用と維持を図り、有効利用します。

施 策

②

地震対策

第3次あいち地震対策アクションプラン(2015～2023)に基づく海岸堤防・水門の耐震化事業の推進を県に要望します。
町内の海岸施設の耐震化等も、関係機関に実施を要望していきます。

施 策

③

富具崎港および野間海岸整備基本計画の見直し

県、地元関係者等の考えに基づき事業を検討します。

施 策

④

衣浦港 15 号地の港湾計画への位置づけ

衣浦港 15 号地については、立地企業が具体化すれば、港湾計画への位置づけを要望していきます。

1-5 上水道の維持

現状と課題

- 本町の水道事業は、昭和37年2月の供用開始以降、拡大し続けてきましたが、給水人口は平成16年度、収益は平成17年度をピークに減少に転じました。今後も人口減少が続くと予想されるなかで、節約意識の高まりもあり、今後は厳しい経営状況になることが懸念されます。
- 災害時にも安定して水道が給水できるように、水道管の耐震化や整備更新などを計画的に進めていく必要があります。
- 健全経営を将来にわたって維持していく必要があります。

■上水道配水施設の位置



■年間有収水量の推移

	年間有収水量
平成27年度	2,751,256
平成28年度	2,769,244
平成29年度	2,728,604
平成30年度	2,666,819
令和元年度	2,663,363

単位：m³

目 標 像

災害に強く、安全でおいしい飲み水が安定的に供給されています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
幹線配水管の耐震化率	2.5%	5.9%	10.0%

取 り 組 む 施 策

施 策

①

災害対策の充実

重要管路の耐震化工事を計画的に進めます。

施 策

②

安定した上水の供給

施設の更新は過大投資とならないように実施し、水管橋は長寿命化計画に基づき更新をします。また、今後増大する老朽管の更新を計画的に実施していきます。

施 策

③

健全経営の持続

経営戦略を策定し健全経営に努めていますが、5 年毎に見直しを行い、経営状況を勘案した適正な料金水準を設定し、健全経営の持続に努めます。

1-6 排水処理

現状と課題

- 河川や海域の水質汚濁を防止するためには、家庭などから排出されるし尿処理水および台所や風呂・洗濯などからの生活排水を適切に処理することが不可欠です。
- し尿処理については、平成9年度に施設が更新され、南知多町とともに、知多南部衛生組合において適切に処理しています。
- みなし浄化槽（従前の単独浄化槽）から、合併処理浄化槽への転換を早急に図っていくとともに適切な維持管理を行うことも重要です。
- 市街地を浸水被害から守るため、都市下水路の施設の老朽化対策が必要です。
- 農業集落排水施設については、平成26年から27年に機能強化工事を行いました、人口減少に伴う使用料収入の減少などの問題を抱えており、今後の対策が必要です。

■都市下水路



名称	排水区域 (ha)	総延長 (m)	備考
① 梅之木下水路	31	587	整備済
② 大池脇下水路	43	300	整備済
③ 和田下水路	10	347	整備済
④ 上前田下水路	30	543	整備済
⑤ 石亀下水路	36	690	整備済
⑥ 石畑下水路	17	679	整備済
⑦ 儀路下水路	35	706	整備中
⑧ 川田下水路	37	902	整備済
⑨ 若松下水路	24	525	整備済
⑩ 北向井下水路	11	344	整備済
⑪ 下高田下水路	20	706	整備済
⑫ 本郷下水路	19	472	未整備

目 標 像

家庭などから排出される排水が適切に処理され、
良好な水環境が維持されています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
合併処理浄化槽設置基数 (年間)	全体69基 転換11基	全体148基 転換97基	転換40基

取 り 組 む 施 策

施 策

①

合併処理浄化槽の普及

みなし浄化槽から合併処理浄化槽への転換を計画的に促進し、生活環境の改善に努めます。

施 策

②

都市下水路の整備と維持管理

未整備となっている都市下水路については、計画的に整備を行います。また、整備された都市下水路については、排水機能の確保に努めます。

施 策

③

農業集落排水施設の機能強化対策

供用開始から年数が経過して機器の故障が増えているため、引き続き適正な維持管理に努めます。また、他の処理方法に転換した場合の町の財政負担等の検討を行います。

施 策

④

合併処理浄化槽の適切な維持管理の広報

適切に維持管理が図られるように、広報やホームページを中心に住民に対するPRを行います。

1-7 公園・緑地の整備

現状と課題

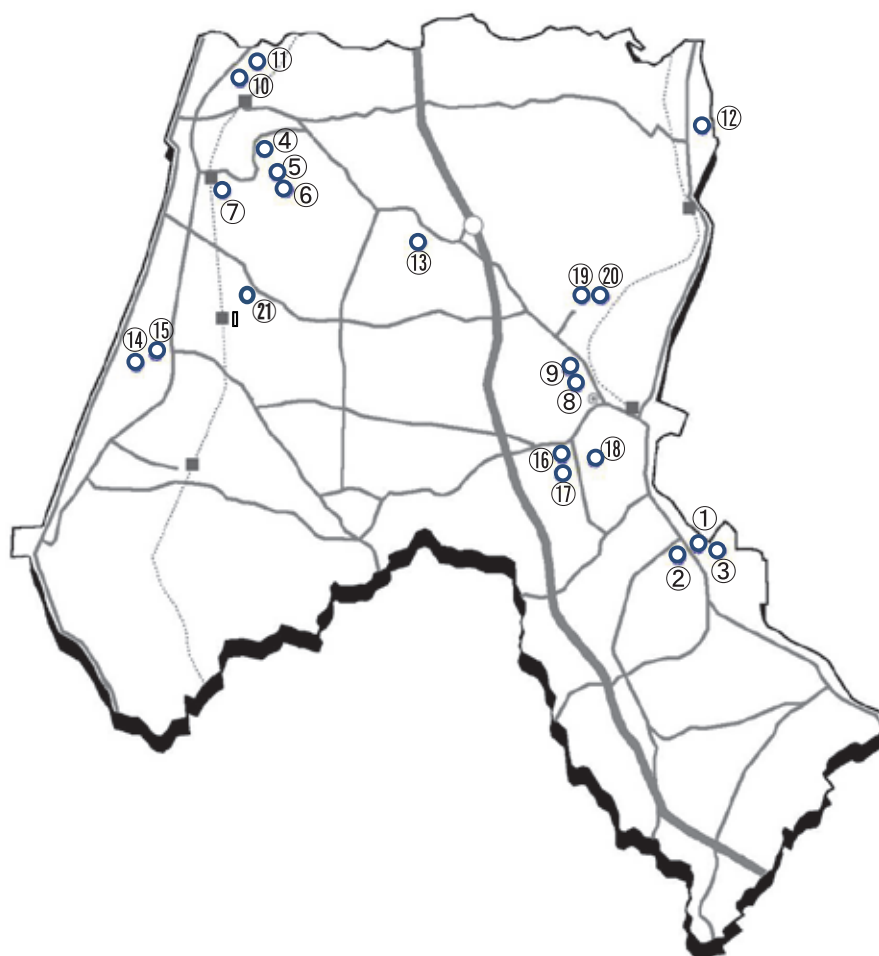
- 本町には、土地区画整理事業等区域に街区公園19か所、町中央部に総合公園1か所、既成市街地には児童遊園12か所、ちびっ子広場15か所が配置されています。また、河和菅刈地区には、町民の森（約9.0ha）が整備され、さらに寺社境内地（約30ha）も良好な地域の緑地として町内各地に点在しています。
- 平成28年度に吉田池周辺に遊歩道を整備するとともに、平成29年度からは、美浜IC周辺の交流拠点強化のため総合公園拡張事業に着手しました。
- 平成29年度からは、知多奥田駅周辺の整備促進を図るため3種公認陸上競技場を備えた運動公園整備事業に着手しました。
- 町内の公園・緑地はいずれも近隣の住民を中心によく利用されています。総合公園については、本町のシンボリックな公園として、町内外を問わず多くの人々に利用されています。
- 市街化区域内には児童遊園やちびっ子広場および土地区画整理事業などの面的整備で創設された街区公園が設置されていますが、整備箇所数や面積は十分とはいえない状況です。
- 今後、維持管理への参加促進や、自然環境を活かした新たな空間整備を進めることが必要です。また、民間の緑地は、手入れされていない竹林も多く見られるため、無償借用により、プレーパーク¹として運用するなど、適切な管理を行うことが必要です。
- 太陽光発電や風力発電の計画が具体化するにつれて、周辺の自然や生活環境に影響を及ぼすことが懸念される状況がみられます。

■総合公園



¹ 既成の遊具がある公園と違い、子どもたちが自ら考え工夫して遊びを作り出すことのできる遊び場。

■都市公園、児童遊園、ちびっ子広場



□都市公園

公園名称	所在地	面積 (㎡)
① 前田公園	新浦戸2丁目9	2,100.00
② 籠田公園	新浦戸1丁目7	1,341.00
③ 森下公園	新浦戸3丁目4	990.70
④ 小原池北公園	美浜緑苑2丁目14-6	1,128.67
⑤ 小原池中央公園	美浜緑苑2丁目7-12	5,083.76
⑥ 小原池南公園	美浜緑苑3丁目1-2	1,189.32
⑦ 小原池西公園	美浜緑苑4丁目11-1	4,713.57
⑧ 土海道公園	北方1丁目44	2,396.42
⑨ 雁渡公園	北方3丁目29	2,000.81
⑩ 稲早公園	上野間字郷戸61	3,550.99
⑪ 杉代公園	上野間字郷戸68	1,001.35
⑫ 郷下公園	布土字郷下137	1,219.79
⑬ 美浜町総合公園	北方字十二谷1-2	169,000.00
⑭ 砂原公園	新栄2丁目8-4	1,999.58
⑮ 川田公園	新栄1丁目3-4	1,598.14
⑯ 小坂公園	河和台1丁目129	1,971.09
⑰ こぐら公園	河和台3丁目175	1,971.13
⑱ 花廻間公園	河和台2丁目187	5,141.82
⑲ かきたに公園	北方6丁目1	2,049.51
⑳ あたけ公園	北方5丁目45	1,116.89
㉑ 美浜町運動公園(整備中)	奥田字奥田前	83,000.00

□児童遊園

	公園名称	所在地	面積 (㎡)
児童遊園	北方児童遊園	北方字東側43	560.00
	河和児童遊園	河和字北屋敷23-1	540.00
	河和第2児童遊園	河和字北田面166-1	479.46
	古布児童遊園	古布字九條1-2	492.56
	小野浦児童遊園	小野浦字奥法93	1,075.81
	野間児童遊園	野間字石名原111	2,676.00
	天野児童遊園	奥田字天野1-4	1,541.69
	奥田南児童遊園	奥田字南側78-1	571.90
	奥田北児童遊園	奥田字石畑238	310.74
	奥田北第2児童遊園	奥田字石亀225	539.30
	上野間児童遊園	上野間字北川62-1	1,619.00
	上野間第2児童遊園	上野間字新居51-2	320.66

□ちびっ子広場等公園

	公園名称	所在地	面積 (㎡)
ちびっ子広場等	大池ちびっ子広場	布土字大池183	1,400.00
	郷下ちびっ子広場	布土字郷下1-14	209.30
	北亀井ちびっ子広場	布土字北亀井27-9	139.00
	時志ちびっ子広場	時志字北郷中37-2	218.95
	上前田ちびっ子広場	河和字上前田81-14	164.00
	河和坂ちびっ子広場	河和字上前田261-1	460.00
	河和みなと公園	河和字北屋敷276	1,831.80
	屋敷ちびっ子広場	古布字屋敷164-4	233.20
	中平井ちびっ子広場	豊丘字中平井77-18	233.00
	切山ちびっ子広場	豊丘字長端6	1,343.00
	細目ちびっ子広場	野間字富具崎252	191.00
	一色ちびっ子広場	野間字本郷3-2	192.00
	柿並ちびっ子広場	野間字小松川37-11	171.00
	若松ちびっ子広場	野間字中町130	500.00
	奥田ちびっ子広場	奥田字小原64-131	167.00

目 標 像

身近な場所に、誰でも快適に利用できる公園や緑地が整備されています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
一人当たり都市公園面積	3.8 m ² /人	5.1m ² /人	10.0m ² /人
公園・緑地の管理に参加する団体数	2団体	3団体	3団体

取 り 組 む 施 策

施 策

①

美浜町総合公園整備および運動公園整備

交流拠点となる公園整備を進めます。

施 策

②

地域住民による公園の維持管理

地域住民による身近な公園の維持管理を支援します。

施 策

③

未利用地を利用した公園用地の確保

地主が不在のため維持管理が不十分な未利用地について、地域住民と協働して整備活用を進めます。併せて既成市街地に点在する児童遊園・ちびっこ広場等の再編を検討します。

施 策

④

自然緑地の保全

丘陵部の里山や海岸部の松林などの保全と維持管理に努めます。

1-8 里地里山の保全と活用

現状と課題

- 本町には丘陵部に樹園地や畑を中心とした農地と山林が分布し、本町の特徴的な風景を形成しています。農村集落を取り囲む里山の持つ魅力や価値が十分に認識されていないため、生活環境や生活様式の変化に伴い、手入れができずに放置されるようになってきました。
- 里地里山の持つ価値を再評価し、活用のあり方を考える里山保全活動が平成9年度から続いています。また、自然景観、伝統文化、農産物などの地域資源を活用して、四季折々の体験メニューを実施し、都市と農村の交流により地域の活性化を推進しています。これらの活動から、美浜ファンの増加や地域資源のブラッシュアップが図られています。
- 町民の森をさらに活用していくため、遊歩道の整備を行っています。また、オレンジライン・ハイキングコースについても、沿道整備や地元団体と協力して自然観察会や収穫体験など、自然環境保全活動を行っています。また、町内各地には竹炭窯が設置され、高齢者を中心に組織された炭焼き研究会などにより竹炭づくりも行われています。
- 活動を担うスタッフの高齢化や遊歩道の維持管理など、課題も顕在化してきました。

■自然環境保全活動一覧

活動名	活動内容
美浜里山クラブ	月に1回、定例の活動地にて町内外の方で構成されたクラブ員が主体となり、間伐や下草刈り、野菜づくり、遊具づくりなど里山の保全・活用を行っています。
自然観察会	年5回開催しており、町内外から参加されています。 ・干潟の生き物観察 ・川の生き物観察 ・ヒメボタル観察 ・海辺の生き物観察 ・冬鳥の観察
ハイキング	布土まちづくり推進委員会と共催で、オレンジラインに生息している生き物を観察しながらハイキングを行い、身近にある自然にふれあっています。

■町内での自然環境保全活動



目 標 像

里地里山が適切に維持管理され、その価値を住民全体の財産として、体感できるようになっています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
里地里山の保全・維持管理に関わる住民活動団体数	6団体	5団体	8団体
自然環境保全活動の実施回数	5回/年	17回/年	17回/年

取 り 組 む 施 策

施 策

①

町民の森の活用

定期的な維持管理を行い、町民の憩いや健康づくりの場としての価値を高めていきます。

施 策

②

都市農村交流の推進

自然景観、伝統文化、農産物などの地域資源を活用し、グリーン・ツーリズム¹など都市と農村の交流により地域の活性化を推進します。

施 策

③

自然環境保護活動

知多自然観察会による自然観察会、美浜里山クラブの主催による野間「義朝の森」での自然観察会や「もぎたて畑」の手入れや収穫体験など、町主催や民間団体との協働で、里地里山の価値を広く伝えます。

施 策

④

竹林整備

炭焼き研究会などの活動組織とともに、竹林の処分材の処理を含め、放置林の解消に向けた活動を推進します。

施 策

⑤

農地・水環境保全管理事業

農地保全組織と協定を結び、地域共同による農村環境の保全、農地、農業用水路などの保全管理活動を支援します。

¹ 緑豊かな農山村地域に滞在し、その自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

1-9 海岸・河川の保全と活用

現状と課題

- 本町は伊勢湾・三河湾に面し、延べ18kmの海岸線を有しています。水産業が盛んであるとともに、レクリエーション活動、潮干狩り、海水浴、釣りなど多くの観光客を迎えています。
- 甚大な被害をもたらした昭和34年9月の伊勢湾台風を教訓として、老朽施設の改築など防災を主とした護岸事業が進められてきました。
- 海岸の砂の付き方が変化し、養浜が必要な海岸がある一方で、飛砂による堆砂によって生活環境に影響が出ている地区もあります。また、台風や大雨の後には大量のごみが漂着することもあり、海岸の美化も重要な課題となっています。
- 南海トラフ地震に対する津波対策や老朽化した護岸の改修なども必要です。したがって、今後、水産業やレクリエーション機能との調整を図りつつ、防災機能を高めていくことが求められています。
- 町内には、県が管理者となっている2級河川として7河川があり、また、町が管理者である準用河川の14河川があり、平成30年度より杉谷川の改修を再開しています。



目 標 像

住民に親しまれる美しい海岸線などを保ちつつ、
防災機能が強化されています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
海岸美化に取り組む 住民団体数	5団体	9団体	10団体

取 り 組 む 施 策

施 策

①

津波対策

第3次あいち地震対策アクションプラン(2015～2023)に基づき海岸堤防・水門の耐震化が実施されております。引き続き、町内の海岸施設の耐震化等が実施されるよう県に要望していきます。

施 策

②

護岸の老朽化対策

町内の漁港海岸保全施設長寿命化計画を策定します。また、町内の海岸施設の耐震化や飛砂等の対策について県に要望しています。

施 策

③

富具崎港および野間海岸整備基本計画の見直し

県、地元関係者等の考えに基づき事業を検討します。

施 策

④

地域住民による海岸・河川の美化

国土交通省が実施する河川愛護運動の一環として、地域住民による身近な海岸などの美化活動を支援します。

施 策

⑤

河川の整備

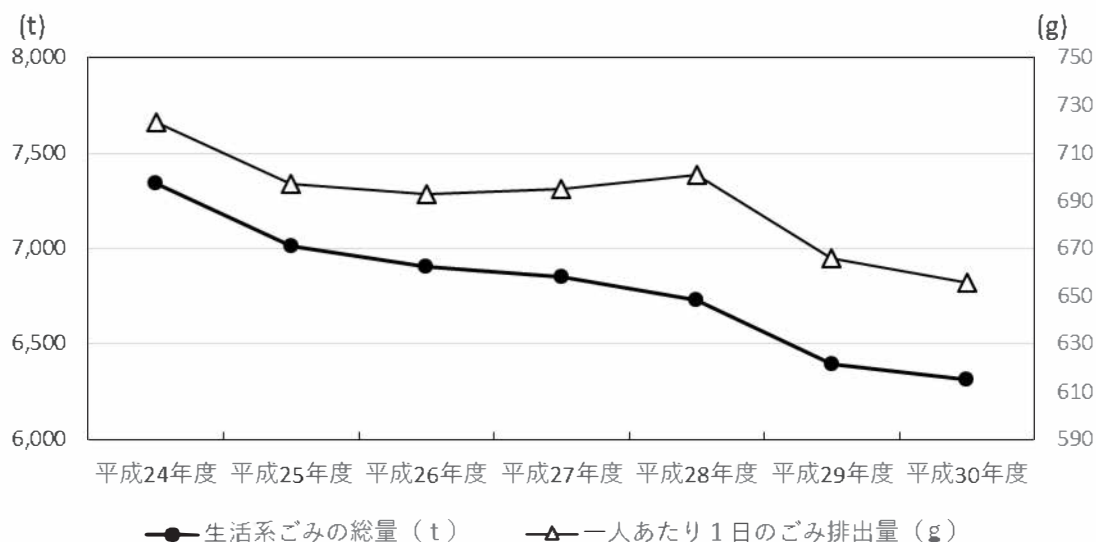
県が管理する2級河川の改修について、継続して要望を行います。また、町が管理する準用河川等について、改修工事を継続して実施します。

2-1 循環型社会の推進

現状と課題

- 限りある資源とエネルギーを有効に活用していくために、3R（Reduce：排出抑制、Reuse：再利用、Recycle：再資源化）の推進に努め、平成29年10月からはミックスパーの分別収集を始めました。
- 廃棄物の減量化や適正なごみ出しなど、ごみに対する住民の意識は着実に向上し、ごみ排出量も減少傾向にはありますが、県内他市町村と比較して依然として高いため、今後なお一層、3Rの推進に取り組んでいく必要があります。
- 収集されたごみの処理について、現在は、南知多町と2町で構成する知多南部衛生組合で行っていますが、令和4年4月からは2市3町（半田市・常滑市・南知多町・武豊町・美浜町）で構成する知多南部広域環境組合において処理されます。本町としては、さらなる減量化を進め、供用開始後の維持管理費の抑制を図る必要があります。
- エネルギーの効率的な利用をさらに進めるとともに、地域の特性にあった再生可能エネルギーの導入を積極的に進め、地球温暖化防止に貢献していく必要があります。

■生活系ごみの総量および一人あたり1日のごみ排出量



目 標 像

省資源・省エネルギーのさらなる推進を通じて、
循環型社会の構築が進められています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
ごみの総排出量	11,538トン/年	9,904トン/年	8,130トン/年
ごみのリサイクル率	18.0%	13.7%	21.4%
ごみの最終処分量	1,959トン/年	1,508トン/年	1,290トン/年

(知多南部地域循環型社会形成推進地域計画第三期より)

取 り 組 む 施 策

施 策

①

ごみ減量化、資源化の推進

「容器包装リサイクル法」に基づく家庭系プラスチックおよび紙ごみの分別収集の実施、収集体制の変更、家庭系可燃ごみ袋の有料化などを導入するとともに、住民への意識啓発活動を推進し、ごみの減量化と資源化を図ります。

施 策

②

知多南部広域環境組合への参画

効率かつ効果的な新焼却施設および中継施設の建設を進め、経済的な管理運営を目指します。また、粗大不燃ごみ処理施設の整備も進めます。

施 策

③

循環型社会を構築していくための住民意識の啓発、住民活動への支援

3R (Reduce : 排出抑制、Reuse : 再利用、Recycle : 再資源化) の推進などを通じて、住民意識の啓発や高揚を図ります。また、循環型社会をつくるための住民活動を支援する仕組みをつくります。具体的にはフリーマーケットの実施や生ごみ堆肥化容器、電動処理機の購入補助、資源回収報償制度を実施していきます。

施 策

④

再生可能エネルギーの導入支援

太陽光発電システム等の公共施設への設置など地域特性に見合った再生可能エネルギーの導入を検討します。蓄電池や HEMS¹ への補助事業については、他市町の状況を見極めながら検討します。

施 策

⑤

地球温暖化対策実行計画の策定と推進

地球温暖化対策実行計画を策定し、庁舎など、公共施設から温室効果ガスの排出削減に率先行動を取り、環境に配慮した生活行動の促進啓発をしていきます。区域施策編策定については、他市町の状況を見極めながら検討します。

施 策

⑥

太陽光発電施設、風力発電施設に対する対応

太陽光発電施設についてはガイドライン、風力発電施設については町条例に基づいて、これらの運用および国との連携により適正な建設や維持管理の指導を行います。

¹ エネルギーを見える化し、家電、電気設備を最適に制御するための管理システム。Home Energy Management Systemの頭文字。

2-2 生活環境の保全

現状と課題

- きれいで衛生的な生活環境を保全していくことは、快適な暮らしを実現するうえで不可欠です。
- 大気汚染については、県および本町の2か所の測定局で常時監視を行い、公共用水域の水質については、河川および海域の17か所において毎年2回の測定を行っています。環境基準を超えた数値が出た場合は、その原因を調査し原因者に改善するよう指導しています。また、環境騒音についても毎年1回測定を行うとともに、中部国際空港株式会社による常時観測も行っています。
- 引き続き大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害を未然に防止するための監視活動を継続するとともに、生活排水の浄化に向けた取組みを進める必要があります。そのためには、住民に対する意識啓発を継続していくことも重要です。
- 海岸線や河川、道路などでのポイ捨てを防止し、美しいまちを維持していくことも大切です。そのためには、監視活動を継続するとともに、アダプトプログラム¹などを通じて、住民による自主的、主体的な美化活動を促進していくことも重要です。

■河川BOD²経年変化（第1回目は8月、第2回目は2月）

（単位：mg/ℓ）

測定場所		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		第1回目	第2回目	第1回目	第2回目	第1回目	第2回目	第1回目	第2回目	第1回目	第2回目
布土橋（布土川）	A-1	4.4	2.9	1.1	2.6	2.6	1.8	2.6	2.3	2.9	2.3
河和橋（新江川）	A-2	4.4	3.9	1.5	8.3	2.7	3.6	1.6	3.6	5.8	2.9
河浦橋（新江川）	A-3	3.7	2.3	1.6	3.7	2.5	3.4	2.2	4.3	4.1	3.9
大川橋（大川）	A-4	2.7	1.5	1.6	2.6	1.1	1.4	1.9	2.0	2.3	2.6
郷島橋（五宝川）	A-5	2.8	1.8	1.2	2.6	1.5	5.3	1.3	1.8	3.0	1.8
富具崎橋（富具崎川）	A-6	5	5.6	1.6	12	2	5.8	3.2	6.0	3.8	9.1
仙台橋（杉谷川）	A-7	5.9	2.6	2.6	3.6	3.6	19	6.4	9.4	4.3	5.0
奥田橋（山王川）	A-8	5.2	2.8	1.9	3.3	2.4	5.3	2.7	4.0	3.3	5.2
森越橋（山王川）	A-9	4.7	2.5	2.2	2.5	2.6	2.6	3.2	3.2	3.3	10.0
稲早橋（稲早川）	A-10	4.6	5.3	1.2	3.5	1.4	4.7	2.2	7.4	4.7	3.0

採水時期：第1回目 8月 第2回目 2月

■海水COD³経年変化（第1回目は8月、第2回目は2月）

（単位：mg/ℓ）

測定場所		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		第1回目	第2回目	第1回目	第2回目	第1回目	第2回目	第1回目	第2回目	第1回目	第2回目
布土川突堤	C-1	6	2.1	7.0	3	5.5	1	2.8	2.7	4.5	2.2
河和商港突堤	C-2	5.1	2.3	3	2.4	3.5	1.5	2.8	2.9	2.1	1.2
河和漁港突堤	C-3	5.8	3.1	3.8	4	5.1	2	3.3	2.9	2.4	1.4
古布入江東側	C-4	5.2	3.6	2.4	3.4	3.2	1.9	2.3	2.3	2.2	1.4
富具崎港突堤	C-5	2.7	1.8	2.8	2.6	2.5	1.7	1.2	1.8	1.4	0.8
山王川突堤	C-6	5.7	3.7	2.3	3.4	2.3	2.1	1.9	2.3	2.2	0.7
稲早川突堤	C-7	4.6	0.6	1.4	2.9	2	2.4	2.2	2.2	1.8	0.5

採水時期：第1回目 8月 第2回目 2月

■公害苦情件数

（単位：件）

	大気汚染	水質汚染	騒音	振動	悪臭	その他	計
平成27年度	0	1	7	0	10	46	64
平成28年度	0	7	10	0	8	26	51
平成29年度	0	5	7	0	6	32	50
平成30年度	0	6	4	0	1	33	44
令和元年度	5	1	1	1	4	27	39

1 住民が公共施設に対し、わが子のように愛情と責任を持って、定期的に清掃などの美化活動を行う制度のこと。

2 水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

3 水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標。

目 標 像

良好な生活環境を保全するとともに、ポイ捨てごみなどのない美しいまちが整っています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
クリーンパートナー 参加人数	285人	267人	320人

取 り 組 む 施 策

施 策

①

環境分析調査の継続推進

河川、海域での水質等の環境調査を行い、工場排水をはじめとした汚濁源に対する水質監視、悪臭や騒音に関する環境調査を継続して行います。

施 策

②

生活排水浄化活動の推進

伊勢湾・三河湾ならびに河川の水質浄化のため、地域団体と協力して、生活排水の浄化活動や啓発活動を推進します。

施 策

③

航空機騒音に対する監視の継続

航空機騒音に対する常時監視および定期監視を関係機関とともに継続して行います。

施 策

④

美化活動の推進

「美浜町まちをきれいにする条例」に基づいて、美化重点地区の美化活動の推進、不法投棄やポイ捨ての監視、クリーンパートナー¹制度を通じた住民との協働を進めます。

¹ 道路や公園および河川などの環境美化について、住民等がボランティアで活動する制度。

2-3

地震・津波・がけ崩れなどへの対策

現状と課題

- 自然災害から住民の生命と財産を守ることは、安心・安全な暮らしを維持していくうえで基本的な条件です。しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、私たちに改めて自然の脅威を再認識させるものでした。この地域においても、南海トラフ巨大地震が近い将来起こるとされています。これまでライフラインや家屋、樋門などの耐震化と津波対策を行ってきましたが、今後も、津波などに対するハード・ソフト両面での十分な対策が急務です。
- 小・中学校などの公共施設の耐震化を進めるとともに、戸別受信機を含むデジタル同報無線の整備、緊急時の自治体メール配信サービス・エリアメールの導入などを進めてきました。
- 美浜町地域防災計画に基づき、自衛隊および民間機関との密接な連携の下で、相互協力体制の確立、住民の防災意識の向上、減災リーダー・ボランティアコーディネーターの養成を行っています。引き続き、これらの取組みを推進していくことが必要です。
- 地滑りや崩壊などの土砂災害に対しても、住民への啓発活動を推進するとともに、必要に応じて防災事業の推進を図る必要があります。

■防災訓練



■指定緊急避難場所 ※命を守るために、一時的に逃げる場所です。

1. 地震、津波及び大規模な火事などの指定緊急避難場所（令和2年4月1日現在）

番号	避難場所	標高
1	布土小学校	21m
2	河和小学校	33m
3	河和南部小学校	18m
4	美浜町総合公園体育館	24m
5	古布老人憩いの家	14m
6	河和南部公民館	16m
7	南部保育所	19m
8	切山千歳の家	16m
9	愛知県美浜少年自然の家	24m
10	新南愛知カントリークラブ場外駐車場	14m
11	野間中学校	5m
12	上野間公民館	12m
13	上野間小学校	8m
14	上野間保育所	16m
15	美浜緑苑集会場	21m
16	富具神社	35m
17	美浜町運動公園(建設中)	約5m

2. 津波のときの指定緊急避難場所

番号	避難場所	標高
1	日本福祉大学	26m
2	かんぼの宿知多美浜	津波避難ビル
3	パレマルシェ河和店	津波避難ビル

3. 洪水、崖崩れ、土石流、地滑り及び高潮のときの指定緊急避難場所

番号	避難場所
1	布土小学校
2	河和中学校
3	河和南部小学校
4	河和南部公民館
5	美浜町役場
6	愛知県美浜少年自然の家
7	野間公民館
8	奥田公民館
9	上野間公民館
10	美浜町運動公園(建設中)

■指定避難所 ※災害で家をなくした人などが、一定期間生活する所です。

1. 地震、津波及び大規模な火事の際の指定避難所（令和2年4月1日現在）

番号	指定避難所	標高	備考
1	布土小学校	21m	1次
2	河和小学校	33m	//
3	河和南部小学校	18m	//
4	愛知県美浜少年自然の家	24m	//
5	野間中学校	5m	//
6	上野間小学校	8m	//
7	古布老人憩いの家	14m	2次
8	河和南部公民館	16m	//
9	南部保育所	19m	//
10	切山千歳の家	16m	//
11	上野間公民館	12m	//
12	上野間保育所	16m	//
13	美浜緑苑集会所	21m	//
14	河和北保育所（児童館を含む）	6m	//
15	河和中学校	5m	//
16	野間小学校	//	//
17	野間保育所	//	//
18	奥田小学校	//	//
19	美浜町総合公園体育館	24m	//
20	美浜町運動公園（建設中）	約5m	//

※2次避難所は、1次避難所のみでは不十分な場合、逐次、開設する避難所。

2. 津波の際の指定避難所

番号	指定避難所	標高	備考
1	日本福祉大学	26m	1次

3. 洪水、崖崩れ、土石流、地滑り及び高潮の際の指定避難所

番号	避難場所	備考
1	布土小学校	1次
2	河和南部公民館	//
3	美浜町役場	//
4	愛知県美浜少年自然の家	//
5	野間公民館	//
6	奥田公民館	//
7	上野間公民館	//
8	河和小学校	2次
9	河和中学校	//
10	河和南部小学校	//
11	野間小学校	//
12	奥田小学校	//
13	上野間小学校	//
14	時志公民館	//
15	北方コミュニティ消防センター	//
16	古布老人憩いの家	//
17	美浜町漁村センター	//
18	切山千歳の家	//
19	細目公会堂	//
20	野間中学校	//
21	奥田南公会堂	//
22	美浜緑苑集会場	//
23	かんぼの宿知多美浜	//
24	美浜町運動公園(建設中)	//

※2次避難所は、1次避難所のみでは不十分な場合、逐次、開設する避難所。

目 標 像

地震・津波・風水害などの自然災害の心配がなく、安心して暮らすことのできるまちを目指し、住民自らが自主的に行動できる社会ができています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
「減災カレッジ」による減災リーダー・ボランティアコーディネーターの養成者数	65人	419人	600人
「災害時生活用水（井戸水）提供の家」登録数	0戸	132戸	150戸

取 り 組 む 施 策

施 策

①

自主防災訓練の実施

各自主防災会間での情報共有と、共通した問題解決意識により、自主的な防災訓練の実施に取り組みます。また、継続的な組織づくりを目指し、町・学校など関係機関との連携を図ります。

施 策

②

減災リーダー・ボランティアコーディネーターの養成

継続的で永続的な組織づくりに貢献できる減災リーダー等を養成するため、減災カレッジを開催し、受講終了者のさらなるレベルアップを目的としたフォローアップ研修を実施することで、減災リーダー等の地域での活用を図ります。

施 策

③

防災機能の強化

各家庭に対しては、ラジオ付き戸別受信機の購入の促進を図るとともに、各自主防災会に対しては、災害予防及び災害応急対策に必要な整備への支援を行い、県・気象庁など各機関との連携により防災機能の強化に取り組みます。

施 策

④

災害時の生活用水の確保

各自主防災会より地域の井戸水を紹介してもらい、水質検査を実施します。また、以前に登録した井戸水の水質についても再度検査を実施し、生活用水の確保を図ります。登録のある井戸は、ほとんどが電気ポンプのため、災害時に使用できるよう発電機等の機材の購入を検討します。

施 策

⑤

山地災害危険地マップの活用と治山事業の推進

県が提供する山地災害危険地マップを活用して、防災意識を高めるとともに、各区より挙げられる治山事業に対する要望を県に要望します。

施 策

⑥

自治体メール配信サービスの活用

美浜町メールサービスを活用して、防災・減災に関する情報発信に取り組みます。

2-4 交通安全の対策

現状と課題

- 本町を南北に貫く国道247号、知多半島道路、広域農道などにより、本町の幹線道路の利便性は高まっていますが、観光シーズンには多くの観光客がマイカーで訪れるため、交通渋滞が発生するとともに、交通事故の危険性も高くなっています。また、国道247号は歩道の未整備区間も多いため、児童・生徒の登下校時や高齢者に対する交通安全の確保は重要な課題です。
- 交通事故を無くすために、高齢者を重点にした適正運転講習、保育園児の保護者で組織する「交通安全父母の会」の活動、交通安全施設の整備などを行ってきました。今後は、民間街頭指導員など協力者の高齢化による後継者問題や交通安全施設の適正な管理に向けた対応が必要です。
- 知多奥田駅、河和駅、河和口駅前などの自転車駐輪場については、適切な維持修繕を進めていく必要があります。また、依然として放置自転車があり、マナーの悪い利用者による通行の妨げなどもあるため、快適で利用しやすい駐輪環境を維持していく必要があります。

■交通事故の発生件数の推移

年別	発生件数	死者数	負傷者数	死傷者計
平成27年	117	2	147	149
平成28年	97	1	129	130
平成29年	103	3	127	130
平成30年	77	0	95	95
令和元年	52	0	64	64

■シートベルト・チャイルドシート着用徹底キャンペーン



目 標 像

交通事故の危険性がなく、幼児から高齢者までの
全ての人が、安心して歩行や自転車の通行ができる
道路空間が整備されています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
交通死亡事故件数	2件/年	0件/年	0件/年

取 り 組 む 施 策

施 策

①

交通安全指導の実施

駅や病院を中心に、交通安全啓発活動を実施します。また、保育所での歩行訓練やシートベルト体験、小学校での歩行訓練や自転車訓練など交通安全教室を実施し、意識の高揚を図ります。

施 策

②

交通安全施設の整備

カーブミラー等の交通安全施設の維持修繕や危険箇所等への新規設置を実施します。

施 策

③

駐輪場の整備

各駅にある駐輪場の維持と、放置車両の撤去などの管理および防犯体制の強化を検討します。

施 策

④

交通安全計画の策定

現状を踏まえた交通安全計画を策定し、交通安全の推進を図ります。

2-5 消防・救急体制の充実

現状と課題

- 平成24年度には、知多半島全域の6消防本部共同により知多広域消防指令センターが設立され、消防・救急体制や設備の整備を進め、平成29年4月から美浜分遣所の運用を開始しました。また、救急救命士の育成、救急車の高規格化などにも対応するとともに、各消防本部の連携強化を図り、迅速な相互応援出動ができる体制を整えました。今後、消防署施設の消防専用無線のデジタル化をはじめとした設備の更新や、消防施設の充実を図る必要があります。
- 消防団については、知多南部消防組合との連携の下で、地域に根差した消防団活動を展開してきました。しかし、少子高齢化やサラリーマン団員の増加に伴って、常時出動できる団員数の確保が困難になりつつあります。また、新入団員の確保にも困難が生じつつあります。
- 事業所との連携協力や、消防団OBの活用などを検討し、消防力を確保していくことが重要です。

■災害救助訓練の様子



目 標 像

火災などの災害の心配がなく、急病時にも適切に対応できる体制が整備され、安心して暮らすことができます。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
水利(消火栓)設置数	630基	637基	645基

取 り 組 む 施 策

施 策

①

消防署施設整備および職員体制の充実

相互通信ができ、音声クリアとなる消防無線のデジタル化を実施します。

施 策

②

消防団員の確保

広報啓発やポスターを作製するとともに、地元行政区への働きかけと、各種行事等での消防団募集 PR を積極的に実施します。

施 策

③

消防施設などの充実

消防団再編に伴う整備計画と合わせ、令和2年度から美浜東部分遣所を設置することにより、町内全域への5分救急を目指した分遣所の整備および消防水利の確保を実施します。

施 策

④

火災・応急知識の向上

各種防災訓練時に、消火栓の取り扱いや AED を使った救急法等の習得を推進します。

2-6 防犯体制の充実

現状と課題

- 犯罪のない、より安全な町を望む声は、住民の間で非常に強くなっています。現在まで、地域の民間ボランティア団体などによる子どもの見守りや夜間パトロール、防犯連絡責任者の委嘱などにより、地域の防犯対策に取り組んできました。しかし、犯罪の多様化と巧妙化に伴い、誰もが被害に合う可能性が高くなってきたため、SNS¹等を利用し、即時に啓発情報を発信していく必要があります。
- 防犯灯の玉切れ、経年劣化による機器や取付柱の更新などをはじめ、維持管理上の課題があるため、防犯意識の向上と並んで、防犯設備の計画的な更新などに取り組む必要があります。

■河和交番



■犯罪発生数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
侵入盗	12	24	18	13	20
ひったくり	0	0	0	0	0
自動車盗	1	0	1	2	0
オートバイ盗	5	5	8	0	2
自転車盗	51	26	39	51	39
部品ねらい	4	8	8	5	2
車上ねらい	10	6	7	8	8
自動販売機ねらい	5	1	2	2	4
強盗	0	1	0	0	0
恐喝	1	0	0	0	0
その他	89	68	88	87	83
刑法犯総数	178	139	171	168	158

¹ インターネットを介し、共通の趣味や仕事などをもつユーザーが集まり、意見交換や知り合いの紹介などを行うことで、新たな人脈作りやコミュニティを形成するサービスの総称。

目標像

犯罪がなく、誰もが安心して暮らすことのできる社会がつけられています。

成果指標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
防犯灯のLED化	335基	1,835基	2,600基

取り組む施策

施策

①

啓発活動の推進

駅や病院、ショッピングセンター等における関係団体との防犯啓発活動を実施するとともに、出前講座や各種団体の総会などで、防犯に関する講習を実施します。また、定期的な町内巡視の実施、防犯連絡責任者やこども110番の家などを委嘱し、未然防止に努めます。なお、犯罪や不審者情報が入り次第、美浜町メールサービスを活用し、早急な情報提供を行います。

施策

②

防犯灯の維持管理・更新

防犯灯の維持管理とLED化を計画的に実施します。

2-7 火葬場

現状と課題

- 本町の火葬場業務は、南知多町と2町で構成する知多南部衛生組合において、管理運営されてきましたが、施設の老朽化、施設周辺の進入路や駐車場などについて、課題を抱えています。
- 新しい候補地を内海地区内にある知多南部クリーンセンター敷地内と定め、基本計画の策定、地元説明及び同意形成、都市計画決定を始めとする諸手続きを終えました。今後は、プロポーザル方式¹による設計事務所等の選定を経て、令和4年度の供用開始を目指し準備を進めていきます。

■現在の火葬場



■新火葬場の完成イメージ



¹ 業務の委託先や建築物の設計者を選定する際に、複数の者に目的物に対する企画を提案をしてもらい、その中から優れた提案を行ったものを選定すること。

目 標 像

人生の最期を迎えた故人を安心して見送ることができるように、火葬場が整備・運営されています。

取 り 組 む 施 策

施 策

①

新火葬場の建設と適切な管理運営

南知多町とともに新火葬場の建設を進め、その後、適切な維持・運営を進めます。

2-8 消費者の保護と育成

現状と課題

- 本町では、平成23年度から消費生活相談窓口を開設し、住民の利益保護や生活安定の向上を図るため、消費者啓発冊子と窓口周知リーフレットの全戸配布、消費者知識の普及啓発、消費者団体と連携した消費生活講座の開催などを進めてきました。
- 高齢者への振り込め詐欺や架空請求など悪徳商法の消費者被害が全国的に増加傾向にあります。また、最近ではインターネットなどを悪用したワンクリック詐欺¹など、新たなトラブルを引き起こすとともに、年々手口が巧妙となってきました。
- 消費生活指導員の育成に引き続き取り組む必要があります。

■啓発事業の様子



■啓発チラシ

一人で悩まず
早めに相談!!

知多半田消費生活センター
☎0569-32-2444
(相談専用ダイヤル)

電話相談 9時30分～16時30分
来所相談 9時30分～11時30分
13時30分～16時30分

知多半田駅前 クラシティ3階 相談室D

¹ Webサイトや電子メールに記載されたURLをクリックしただけで、一方的に、サービスへの入会などの契約成立を宣言され、多額の料金の支払いを求められるという詐欺。

目 標 像

消費者が安心して豊かな消費生活を送ることができる体制が確立されています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
消費生活講座の開催回数	4回/年	1回/年	4回/年

取 り 組 む 施 策

施 策

①

消費生活相談員の育成

講習会などを通じて、地域や職場などで消費活動に取り組み、その活動の中心となる消費生活相談員の育成を進めます。

施 策

②

消費生活センターを中心とする相談体制の強化

半田市と知多地域 5 町（阿久比町、東浦町、南知多町、武豊町、美浜町）の連携による消費生活センターを中心とする消費生活相談体制の強化・充実を進めます。

施 策

③

消費生活講座

町内の団体やグループと連携して各種出前講座を開催し、賢い消費者の育成を図ります。

施 策

④

消費生活啓発事業

県が発行する消費生活情報誌「あいち暮らしっく」を全戸回覧し、消費者被害の未然防止と減少および省エネやリサイクルに関する情報提供を図ります。また、消費者ホットラインや県の消費生活センター窓口と連携し、若者を含めた啓発活動を進めます。

3-1 農業振興

現状と課題

- 本町の農業は、愛知用水の通水を契機として農業生産基盤の整備が大きく進み、水稻を中心に、果樹、畜産、施設園芸を取り入れた複合経営によって発展してきました。近年は、特に施設利用型農業や、国営農地開発事業地内における野菜を中心とした比較的大規模な土地利用型農業への取組みがみられます。
- 一方、農産物価格の低迷や農業就労者の高齢化、労働力の他産業への流出、耕作放棄地の増加など「人と農地の問題」があります。畜産についても、飼料価格の高騰や後継者不足により、特に、酪農農家数が減少しています。
- 農道やため池、用排水路などの農業施設の老朽化も進んでおり、その対応が必要です。
- このような状況に対して、各種情報提供と農業後継者および新規就農者への育成支援を行うとともに、家族経営協定の推進や認定農業者制度の活用により女性や高齢者を含めた多様な担い手を育成し、補助金で農機具を購入するなど経営支援を行ってきました。
また、人・農地プランを基に、農業委員会を中心とした農用地利用調整活動を行い、中核的な担い手農家への農地の利用集積を図ってきました。
- 農業後継者の高齢化や減少に対応していくためには、名古屋大都市圏に近いという立地特性を活かしつつ、新規就農への支援、担い手育成支援、農地利用集積、地域ブランドの構築による高付加価値化、6次産業化¹への取組み、都市と農村の交流を推進するグリーン・ツーリズムなど、多角的な取組みが不可欠です。
- 畜産糞尿の処理については、畜産経営を安定的に発展させていくためにも、耕種農家との連携により、適正な処理と堆肥づくりなどを進め、地域および地域住民との共存を図ることが重要です。
- 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなど畜産経営に大きな影響を与える家畜伝染病の予防防疫についての取組みも重要な課題です。そこで、美浜町畜産団体連合会と連携を図り、緊急時の初動対応に必要な資材を購入し備蓄しています。また、毎年消石灰等を各農家に配布する事業に加え、近隣地域で家畜伝染病が発生した際にも、同資材を各農家に配布し、町全体で防疫体制の強化を図ります。

1 1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組みのこと。

■農家数の推移（農業センサス）

区 分	販売農家数					自給の農家数	合計
	専業農家	兼業農家			小計		
		第1種	第2種	小計			
平成17年	113	82	367	449	562	312	874
平成22年	86	50	362	412	498	324	822
平成27年	133	42	259	301	434	329	763

※販売農家…………… 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家

※自給的農家…………… 経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

※専業農家…………… 世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家

※兼業農家…………… 世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家

※第1種兼業農家 …… 農業所得を主とする兼業農家

※第2種兼業農家 …… 農業所得を従とする兼業農家

■家畜飼育農家数・頭羽数の推移（農業水産課調べ）

(単位：戸、頭、羽)

区 分	酪農				肉用牛				豚				採卵鶏		ブロイラー	
	飼養 農家数	飼養頭数			飼養 農家数	飼養頭数			飼養 農家数	飼養頭数			飼養 農家数	飼養 羽数	飼養 農家数	飼養 羽数
		成牛	育成牛	子牛		成牛	育成牛	子牛		肥育豚	繁殖豚	子豚				
平成28年	8	347	79	37	2	472	115	25	8	8,605	1,015	5,534	4	494,268	1	8,000
平成29年	6	281	64	23	2	551	75	96	8	8,386	933	5,535	4	590,500	1	8,000
平成30年	5	253	55	20	2	481	113	27	9	14,262	908	7,344	4	604,040	1	8,000
令和元年	5	188	56	11	2	443	149	36	9	15,151	896	7,304	4	627,000	1	8,000

※平成23年より南知多町在住を含む

■農業就業者数の推移（農業センサス）

区 分	農業従事者数 (自営農業に従事した 世帯員数)			農業就業人口 (自営農業に主として 従事した世帯員数)			基幹的農業従事者数 (農業就業人口のうち、 普段仕事として自営農業に 従事した世帯員数)			農業専従者 (自営農業従事日数が 150日以上の人)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
平成17年	830	720	1,550	443	525	968	372	378	750	データなし		
平成22年	737	651	1,388	385	376	761	377	334	711	290	240	530
平成27年	590	495	1,085	363	348	711	345	290	635	269	205	474

■認定農業者数の推移

区 分	認定農業者数
平成29年	53
平成30年	54
令和元年	55

※各年3月末日時点での人数

目 標 像

新規就農者の参入および農業後継者により、安定・強化された経営基盤の下、農産物の高付加価値化・6次産業化への取組みや、地域住民や都市住民との交流などが積極的に行われ、町の基幹産業として活気づいています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
認定農業者数	56人	54人	60人
農地の利用集積面積	125ha	126ha	150ha
新規就農者数	2人/年	1人/年	3人/年
耕作放棄地の面積	261ha	217ha	200ha
6次産業化取組事例	1事例	1事例	3事例

■グリーン・ツーリズム



■ブルー・ツーリズム



取り組む施策

施策

①

農業後継者および新規就農者の育成支援

農業関係の各種情報を提供し、技術力や経営管理能力に関する相談活動および新規就農者への就農支援を行います。

施策

②

多様な担い手の育成支援

家族経営協定の推進や認定農業者制度などを活用し、女性や高齢者を含めた多様な担い手を育成し、健全な農業経営を推進します。

施策

③

中核的な担い手農家への農地の利用集積

農業生産性を維持し、耕作放棄地の増大を防ぐため、農業委員会を中心とする農用地利用調整活動により、地域の中核的な担い手への農地の利用集積を図ります。

施策

④

地産地消の推進

学校給食での地場農産物の利用や産地直送・直売所などを通じ、地域で作られた農産物を直接消費者に届ける体制づくりを進め、地産地消を推進します。

施策

⑤

市民農園の整備

地域住民や都市住民が農産物や農作業に親しむことのできる市民農園の整備を進め、遊休農地の活用を推進します。

施策

⑥

都市農村交流の推進

自然景観、伝統文化、農産物などの地域資源を活用し、グリーン・ツーリズム¹など都市と農村の交流により地域の活性化を推進します。

施策

⑦

堆肥を活用した土づくりの推進

水田や休耕農地に町内家畜農家の堆肥を投入することで、飼料用作物を栽培し、収穫した作物を家畜に与える資源循環型農業を推進します。

施策

⑧

資源循環型廃棄物処理施設の調査・研究

畜産廃棄物を活用し、年間を通じて計画的に優良な堆肥を生産するために、資源リサイクル処理施設などの調査・研究を行います。

施策

⑨

農業用施設の機能強化・更新

老朽化した農道、ため池、用排水路などの農業用施設の機能強化・更新を推進し、防災機能の強化を推進します。

施策

⑩

耕作放棄地の解消

保全すべき農地を選別するとともに、市民農園としての活用なども図りながら、不耕作地の解消を図ります。

施策

⑪

農業の6次産業化

農業経営の安定を図るため、農産物を利用した商品開発・加工、販売ルートの確保を支援します。

施策

⑫

農地・水環境保全管理事業

保全組織と協定を結び、地域共同による農村環境の保全、農地や農業用水路などの保全管理活動を支援します。

施策

⑬

産地化・ブランド化についての取り組み

消費者の価値観が多様化するなか、今ある地域食材に付加価値をつけてPRする地域ブランド化を進めます。

¹ 緑豊かな農山村地域に滞在し、その自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

3-2 水産振興

現状と課題

- 本町では、伊勢湾を中心としたのり養殖と三河湾を中心とした採貝漁業を営んでいます。
- のり養殖は、浮き流し養殖法によって漁場を拡大し、冷蔵網の技術開発によって品質の向上と収穫の増加を図っています。しかし、沿岸域の開発に伴う干潟・藻場の喪失などによって漁場生産力が低下し、価格の低迷や設備投資の圧迫による経営難と、高齢化に伴う後継者不足が深刻です。
- 近年、伊勢湾、三河湾の一部の地域において節足動物の発生により打撃を受け、資源の回復維持を図っている状況です。漁業資源の回復に時間を要し、高齢化に伴う後継者不足などの問題が発生しています。
- 近海遊漁は、町内に市場機能がないため、飲食店、民宿などとの相対取引がほとんどです。
- 各漁種においても、将来にわたる安定した漁業経営のあり方を調査・研究し、現在の経営形態の構造を見直すべき転換期を迎えています。また、組合員の減少などにより漁協経営基盤の強化も大きな課題です。

■知多のり共販販売実績（愛知県知多農林水産事務所水産課調査）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
経営体数	45	42	39	39	36
生産枚数（枚）	41,261,100	51,878,500	37,894,000	36,810,600	33,215,000
生産金額（円）	458,953,546	643,800,871	372,888,039	440,832,129	413,701,864

■貝類販売実績（美浜漁業協同組合総会資料）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
採貝部員	17	15	13	13	12
取扱数量（kg）	161,381	81,758	114,992	90,890	29,374
取扱金額（円）	73,587,180	59,703,480	27,536,097	4,954,716	5,243,130

■潮干狩り場入場者数

NO	施設名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1	東海岸潮干狩り	14,970	21,393	13,038	15,807	17,828
2	西海岸潮干狩り					180
	合計	14,970	21,393	13,038	15,807	18,008

目 標 像

豊かな海の恵みを活かし、特色ある水産業が着実に営まれるとともに、海と住民との交流が盛んに行われています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
ブルー・ツーリズムの企画	—	1回/年	3回/年
6次産業化の取組事例	1事例	3事例	3事例

取 り 組 む 施 策

施 策

①

漁業基盤整備

築いそ設置、稚貝等の放流により、資源の維持・増加を目指すとともに、漁場の改良や有害動植物の駆除などにより、漁業基盤の整備を進めます。

施 策

②

都市住民との交流

朝市を通じて消費者との結びつきを強化し、ブルー・ツーリズム¹の実施により、新たなサービス産業の創出や地場産業の育成を推進します。

施 策

③

流通に乗らない魚介類の販路拡大

移動販売や、流通に乗らない魚介類の産直などを通じて、販路と消費の拡大を目指します。

施 策

④

6次産業化の推進

生産と加工・販売の一本化や、消費者のニーズを把握しつつ、地域資源を活用した新たな産業の創出を推進します。

施 策

⑤

漁協経営基盤の強化

合併を含めた漁協事業の再編成を支援します。

¹ 漁村に滞在し、マリンライフの体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動。

3-3 魅力ある地域商業の振興

現状と課題

- 本町の主な商業は、国道247号沿いおよび河和駅周辺に立地し、各地区内には小規模な店舗が散在しています。
- 平成28年の経済センサス活動調査によると、町内の卸売業は17事業所、小売業は146事業所ですが、近年、国道沿いに立地する大型商業施設などの影響により、依然として減少が続いています。そのため、一部の地域では、マイカーなどの移動手段がない高齢者が買い物難民といわれる状況になっています。
- 今後は、町内の商業施設が生き残っていくためには、地域構造の変化に対応して、異業種交流などのネットワークを通じた商品開発、地域密着型への転換、小規模商店の集合化、宅配事業の整備などの取組みを通じて、少しでも魅力ある商業構造を確立していくことが不可欠です。

■商店規模の推移（商業統計調査）

	平成16年	平成19年	平成26年	平成28年
事業所数（事業所）	244	221	154	163
従業者数（人）	1,403	1,403	880	1,377
年間販売額（万円）	2,061,668	1,966,710	1,853,700	2,236,000

※商業統計、経済センサス基礎調査および活動調査より抜粋

■ふるさと納税返礼品



目 標 像

地域密着型の利便性の高い地域商業が営まれ、
高齢者をはじめとした住民の生活に貢献しています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
年間商品販売額※	196億円	—	210億円
ふるさと納税の 特産品のPR数	—	45件	50件

※平成 25 年商業統計数値より抜粋

取 り 組 む 施 策

施 策

①

地域商品券の発行支援

地域商品券などにより、町内での消費活動の促進を支援します。

施 策

②

高齢化に対応した商業機能の支援

地域社会の変化に対応して、既存の店舗を活かした、高齢者の生活に密着した商業施設の整備や宅配事業を支援します。

施 策

③

融資制度の活用支援

小規模企業等振興資金などの融資制度の適正活用を支援します。

施 策

④

異業種交流会の開催支援

他の業種との幅広い意見交換を目的とした交流会の開催を支援し、新たな商業ネットワークの確立を支援します。

施 策

⑤

地場産業を活かした商品 PR

地元食材を使用した独自の特産品のおみやげやグルメを発掘し、地域の活性化を推進します。

3-4 活力を生む工業振興

現状と課題

- 本町の工業事業者数は、平成30年の工業統計によると41か所あり、食料品製造業が11か所、出荷額が約550億円と、全体出荷額の約9割を占めています。このことから、本町の製造業は食料品製造業を中心とした構造に特化していることがわかります。
- 本町の工業は依然として厳しい状況ですが、知多美浜メガソーラーが立地し、河和南部地区工業用地への企業誘致も少しずつ進展がみられてきました。さらに、平成30年度より企業誘致に向けた調査・研究を開始し、情報収集を行うとともに、企業誘致候補地の検討を行っています。
- 本町への立地ニーズを把握するとともに、本町の誘致戦略を明確にし、環境を重視する企業の誘致に向けて、補助金等優遇施策やインフラ整備の検討が必要です。
- 本町の基幹産業である農業や水産業と連携した新しい工業の形が求められています。

■工業規模の推移（工業統計調査）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
事業所数（事業所）	41	40	42	39	41
従業者数（人）	1,077	1,069	1,256	1,075	1,180
製造品出荷額等（百万円）	56,092	58,144	59,766	50,172	54,314

※工業統計および経済センサス基礎調査より抜粋

目 標 像

地域の立地条件に応じた環境にやさしい企業が誘致され、地域の雇用を支えています。また、農業や水産業と連携した6次産業が始まっています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
製造品等出荷額	549億円	—	600億円

※平成 30 年工業統計数値より抜粋

取 り 組 む 施 策

施 策

①

町内への企業誘致

町内への企業誘致を図るため、用地取得に関する意向調査を行うとともに、PR活動を推進します。

施 策

②

環境にやさしい企業などの誘致

環境を重視する企業の誘致を図ります。

施 策

③

空港関連企業誘致

優良企業の誘致を促進するため、調査研究を進めるとともに、県や本町の公式WEBサイトならびに冊子などで積極的に誘致を図ります。

施 策

④

融資制度の活用

小規模企業等振興資金などの融資制度を適正に活用し、支援します。

施 策

⑤

他産業との連携

6次産業化推進戦略に基づき、農業、水産業、商業、工業の連携による産業の6次化を推進し、地域ブランド化推進協議会と連携して、新たな特産品開発、販売、雇用の創出を目指します。

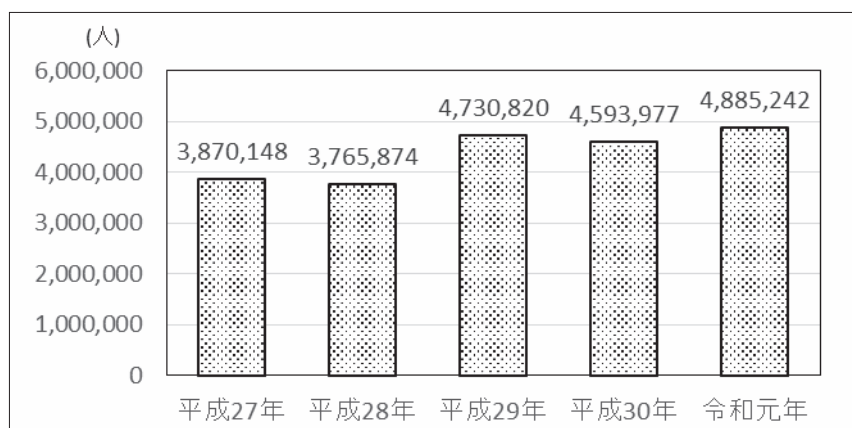
3-5 交流産業（観光産業）の振興

現状と課題

- 本町は、伊勢湾側の一帯が三河湾国定公園に、その他の多くの地域が南知多県立自然公園に指定されており、豊かな自然資源とともに、歴史的文化遺産も多く残されており、観光施設にも恵まれています。四季を通じて、潮干狩りや海水浴、南知多ビーチランド、女子プロゴルフトーナメントなどへ年間450万人以上の観光客が訪れます。
- 平成22年4月の知多半島観光圏の認定をきっかけとして、本町が持っていない観光資源を有する地域との間に広域的なネットワークを拡げ、観光の「知多半島ブランド」の確立を図りました。また、インバウンド観光として、外国人をターゲットとした英語と中国語表記のパンフレットを作成しています。
- 食と健康の館の規模拡充と塩ソフトクリームの移動販売車による、愛知道路コンセッション株式会社と連携したPAイベントへの参加や、女子プロゴルフ大会への出展などにより、本町の観光拠点としての機能向上を図りました。また、野間大坊で行われる「大坊の楽市」や野間埼灯台の「恋する灯台」認定に取り組み、ハート形の南京錠を作製販売するなど若者の誘客を図りました。
- 中部国際空港が開港して15年経過していますが、インバウンド(海外からの観光客)を誘客できる体制ができていないため、当初期待されたような経済効果が得られていません。
- 今後、積極的に本町の観光資源をPRして、観光客を増やしていくためには、美浜町観光協会の体制と機能を強化することが不可欠です。また、町内だけでなく知多地区内や他地域の観光資源とのネットワーク化を図ることにより、観光地としての魅力を倍増させるとともに、国内のみならずアジアを中心とする海外向けのPR活動を充実させていく必要があります。

■入込客数の推移（愛知県観光レクリエーション利用者統計）

※町内の主な観光施設 26 ケ所の合計



目 標 像

地域の自然と歴史・文化遺産を活かした観光が盛んに行われ、国内外からのお客様と多彩な交流が展開されています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
観光入込客数	430万人/年	488万人/年	450万人/年

取 り 組 む 施 策

施 策

①

広域的な観光ネットワークの確立

知多半島観光圏協議会を中心として、観光の「知多半島ブランド」の確立を図ります。また、本町が持っていない観光資源を有する地域との間に広域的なネットワークを拡げ、新たな誘客を図ります。さらに、愛知県観光協会と連携しながら、中部国際空港・愛知県国際展示場を活用した海外からの誘客を図ります。

施 策

②

食と健康の館を観光拠点に

施設の規模拡充の効果を発揮させ、本町の観光拠点となるように、積極的なPRを展開します。また、運営協議会を立ち上げ、健全経営できる仕組みを検討し、運営の改善を図ります。

施 策

③

美浜町観光協会の支援

行政から自立した美浜町観光協会を中心に、民間の手法によって、野間大坊、恋の水神社、野間埼灯台などを活用し、積極的な観光施策を進めます。

施 策

④

若者を取り込む観光施策の推進

野間大坊、恋の水神社、野間埼灯台などの活用や、フィルムコミッションによるテレビ、映画のロケ地としてPRすることにより、若者の誘客を図ります。

施 策

⑤

イベントの誘致

運動公園等を活用した全国規模のイベントを誘致することにより、観光客、観客・サポーターファンなど交流人口の増加を図ります。

施 策

⑥

グルメ・特産品開発の推進

観光において必要不可欠なグルメや、買い物をさらに魅力あるものにするため、自然海塩や野間海苔等美浜の産物を活かした新しい商品開発を進めます。

地域資源を活かした 新たな産業づくり

現状と課題

- 本町は、稲作やミカン・野菜栽培を中心とする農業、酪農・養豚の畜産業、のり養殖や採貝、定置網の漁業といった第1次産業、食料品製造業を中心とする第2次産業、そして自然環境を活かした観光業が基幹産業です。
- しかし、第1次産業である農業・水産業を取り巻く状況は厳しく、第2次産業である食料品製造業、水産物加工業は堅調な実績を上げているものの、時代の変化に対応した産業構造の転換は遅れています。また、第3次産業である観光業も、中部国際空港を通じたインバウンドなどの動向に対応できていません。
- 地域資源を活かした6次産業化を図るため、6次産業化推進戦略を策定し、地域ブランド化推進協議会と連携して、新たな特産品開発、販売、雇用の創出に取り組んでいます。
- 日本福祉大学との連携強化を図り、広範囲な情報収集と、新産業創出の可能性調査を進めながら、ネットワークを構築しました。また、みはまインターンシップ制度を美浜町商工会と連携して実施し、日本福祉大学生の受入体制の整備を図りつつあります。
- 半島地域という産業振興の面でのデメリットを克服し、各種協議会への参加などを通じて情報収集とネットワークの構築を図るとともに、アクセス整備を含む企業誘致のための施策を打ち出していく必要があります。

■公務員育成チャレンジプロジェクト商品開発



目標像

地域資源を活かした新たな産業が始まり、地域に新たな活力を生み出しています。

取り組む施策

施策

①

産業振興に関する情報の収集・ネットワークづくり

役場内の各部局が連携し、国や県の産業振興に関わる動向の情報収集・ネットワークづくりを推進します。

施策

②

日本福祉大学との連携による新産業創出

担当者と学生の連携により、新産業を模索しつつ、広範囲な情報収集とネットワークの構築を図ります。

施策

③

時代の変化に対応したニーズの把握と産業誘致

少子・超高齢社会、国際社会の流れの中で、地域が必要としているニーズを積極的に把握し、新しい産業の誘致を目指します。

施策

④

異業種交流会の充実

町内だけでなく、広域的に情報収集とネットワークづくりを進めることにより、新産業創出の可能性を拡大させます。

施策

⑤

農商工連携による産業の6次化と雇用促進

農林水産業、商業、工業が連携の上で、6次産業化推進戦略に基づいて産業の6次化を推進し、新たな特産品の開発、販売、雇用の創出を目指します。

3-7 働く場づくり

現状と課題

- 本町は、農業などの第1次産業および観光関連産業と食料品製造業が主な就労先でしたが、近年では、えびせんべいなどの水産加工業や医療福祉関連施設のほか、日本福祉大学にも多くの人が就労しています。しかし、町内には事業所の数が少なく、企業誘致が進んでいないため、新規の雇用が生み出せていません。そのため、新卒者のほとんどは町外で就労しており、働く場が確保されているとは言い難い状況です。
- 河和南部地区工業用地において、従来型の工業型土地利用のみにとらわれることなく、幅広い産業の立地を目指して、環境づくりを進めていく必要があります。
- 本町の基幹産業である農業や畜産業の経営基盤強化のためには、都市住民のニーズを把握したうえで、商品開発・加工を伴う6次産業化や、体験型の農業・水産業などの機能を整備することで、新たな雇用を生み出していくことも必要です。
- 少子・超高齢社会の中で、移動が困難な高齢者や子育て世代を対象とする生活支援サービスなどのニーズも生まれつつあり、新たなビジネスチャンスに結びつけることが求められています。同時に、団塊の世代の技能や専門性を活かした就業の場づくりも重要です。
- 働く形態や働く場は、今後ますます多様化していくものと考えられます。高齢者を対象とした配達や訪問サービスによって、就業を望む人の家庭での負担を軽減するほか、短時間労働、ワークシェアリング¹、情報通信技術（ICT）を活用した在宅勤務、NPO法人などでの社会とのつながりを維持した働き方など、時代の必要性に対応した柔軟な雇用の場の創出が必要です。
- 元気な高齢者や女性の雇用促進を図る必要があります。

■町内の商業施設



¹ 雇用の分担と一人当たりの労働時間を削減にし、より多くの雇用機会を生み出そうとする考え方。

目標像

多様な働く場が確保され、全ての住民が、生き生きと働くことのできる環境がつくられています。

取り組む施策

施策

①

町内への企業誘致

優遇施策やインフラ整備を検討するなど企業誘致活動を積極的に推進します。また、商工会と連携して情報収集とネットワークの構築に努めます。

施策

②

高齢者雇用の場の拡大

シルバー人材センターの活動などを通じて、高齢者の経験や技能・意欲を活かした雇用の場を充実させます。

施策

③

高齢者や子育て世代のニーズに対応したサービスの起業支援

買い物支援、日常生活支援、子育て支援をはじめとして、高齢者や子育て世代のニーズに対応できる新しいサービスをビジネスとして起業できるよう、情報提供などの支援に努めます。

施策

④

就労意欲に対する支援

働きたいという意欲のある人に対して、育児支援、高齢者生活支援、短時間労働、ワークシェアリング、情報通信技術（ICT）を活用した在宅勤務などにより、さまざまな就労を支援する仕組みをつくります。

施策

⑤

若者・女性の就労支援・雇用促進

ちた地域若者サポートステーション、公共職業安定所（ハローワーク）などと協力し、若者や女性の雇用促進を図ります。

4-1 健康づくり

現状と課題

- 栄養面から住民の健康をみると、若い世代ほど朝食の欠食が多くみられ、30～40歳代では外食・間食への依存が高い傾向にあります。そのため、栄養バランスのとれた適正な食生活を啓発していく必要があります。
- 運動面からみた住民の健康をみると、30～40歳代で運動をしていない人の割合が高く、肥満の割合も多い傾向にあり、ウォーキングなどの運動機会を増やす必要があります。そのため、健康マイレージ制度を導入し、住民の健康づくりへの推進を図っています。
- こころの面から住民の健康をみると、仕事関係や人間関係でストレスを感じる人の割合が高い傾向にあることから、医師や専門スタッフによる「健康相談」を実施し、うつ病などの早期発見に取り組むとともに、保健師がゲートキーパー¹養成研修会に参加し、知識の向上を図っています。今後とも、こころのリフレッシュにつながる仲間づくりや生きがいづくりを推進することが重要です。
- 喫煙に関しては、健康増進法の改正により受動喫煙防止対策が義務付けられました。これを受けて、町内の公的機関・銀行・商店・食堂等に働きかけ、受動喫煙防止対策認定施設の登録を図りつつあります。引き続き、法律と制度の周知に取り組んでいく必要があります。
- 老朽化が進んでいる保健センターの空調整備をはじめとする設備の修繕を順次行うとともに、健康管理システムを導入し、生活習慣病の早期発見・治療につなげるため、特定保健指導の実施を図っています。一方で、特定健診の受診率は減少傾向にあるため、引き続き、特定健診・特定保健指導の受診率向上に取り組み、住民の健康づくりを推進していく必要があります。

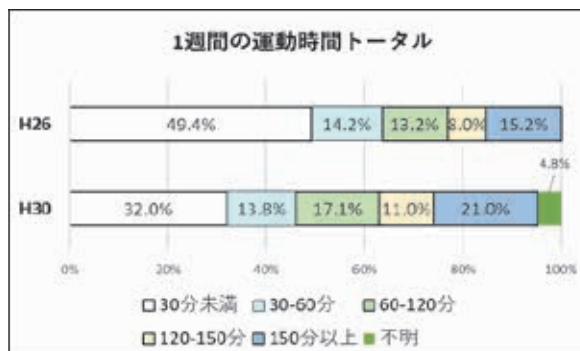
■特定検診受診率

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
受診率 (%)	37.0	37.0	38.4	40.5	39.0

■健康づくり応援団



■1週間の運動時間



¹ 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることのできる人で、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

目 標 像

子どもから高齢者までが積極的に健康づくりに取り組み、こころも体も健康です。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
特定健診受診率	42.2%	39.1%	47.0%
ゲートキーパー数	0人	0人	10人

取 り 組 む 施 策

施 策

①

ウォーキングデーの周知・啓発

ウォーキングロードやウォーキングデーの周知・啓発を図り、町民が運動する機会を増やしていきます。

施 策

②

こころの健康相談の実施・ゲートキーパーの養成

月に1回程度、医師や専門スタッフによる「健康相談」を実施し、うつ病などの早期発見に努めます。また、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図るゲートキーパーの養成を行います。

施 策

③

受動喫煙の防止・禁煙についての啓発活動

喫煙の有害性について、広報等において周知啓発を行います。また、健康増進法改正による受動喫煙防止対策について、住民をはじめ関係機関・施設等に周知啓発を図ります。

施 策

④

特定健診・特定保健指導の推進と保健センターの修繕

特定健診を実施し、疾病予防や生活改善の支援に取り組みます。また、老朽化が進んだ保健センターは、緊急度に応じて順次修繕に取り組みます。

施 策

⑤

美浜町健康づくり計画「元気ばんざい! みはま21」の推進

美浜町健康づくり計画「元気ばんざい! みはま21」に基づいて、健康実態を検証・評価しながら推進していきます。

4-2 地域医療の確保

現状と課題

- 住民が地域で安心して生活するためには、身近な場所で受診できる医療機関の確保が必要不可欠です。特に、安心して子どもを産み、育てられる医療体制を整備するためには、24時間対応可能な小児科医の確保が急務です。引き続き、関係機関に要請していきます。
- 休日でも安心して医療にかかることができるように、南知多町と協力して休日当番医制度を実施し、広報等で周知を図っています。引き続き関係機関と連携して制度の充実を図り、併せて住民への周知を図ることが重要です。
- 「災害時医療救護活動連携マニュアル」を作成するとともに、地域災害拠点病院災害連携訓練や「看護職のための災害対応研修」などを実施し、災害時の医療体制の整備を図っています。今後とも、災害拠点病院と地元医師団との連携を通じて、災害時の医療体制の充実を図ることが重要です。
- 全世界で新型コロナウイルスによる感染が拡大し、日常生活や事業活動に大きな影響が生じています。短期間で解決できる事態ではないため、今後とも関係機関とも連携し、必要とされる対応を進めていく必要があります。

■災害時医療救護活動訓練



目 標 像

医療体制が充実しており、誰もが安心して暮らしています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
救急医療休日当番医制度 への参加医師数	4人	5人	5人
医療情報の提供	月1回	月1回	月1回

取 り 組 む 施 策

施 策

①

安心して受診できる医療体制の整備

いつでも安心して医療機関が利用できるように、医師の確保、巡回バスなどを活用した交通手段の確保、休日当番医の周知などに取り組みます。

施 策

②

救急医療体制

休日でも安心して医療にかかることができるように、引き続き休日当番医制度を実施します。

施 策

③

医療情報の提供

広報等を通じて、休日当番医制度について、住民の方へ周知を図り、情報提供を行います。

施 策

④

24 時間体制の小児科医等の確保

安心して子どもを産み育てる医療体制を整備するため、24 時間体制の小児科医等の確保を引き続き関係機関に要請します。

施 策

⑤

災害時の医療体制の充実

災害時の医療体制を整備するため、関係医療機関との連携を図るとともに、災害時医療訓練に取り組みます。

施 策

⑥

新型コロナウイルスなどの感染防止

国および県との連携の下で情報収集に努めるとともに、関係医療機関とも連携し、必要とされる対応を進めていきます。

4-3 地域福祉の充実

現状と課題

- 急速な高齢化や少子化により、住民の福祉に対するニーズは多様化・拡大しつつあります。そのため、より身近な小地域を単位に、地域ぐるみで福祉活動を支えていくための体制の確立が必要です。
- 地域の福祉活動を支えていくには、行政区、民生委員・児童委員、ボランティア団体などへの支援と相互ネットワークの強化が必要です。そして、住民相互の見守りを通じて、要援護者を早期発見・救済していくことが重要です。
- 大規模災害の発生に備えて、地域住民の日常的な見守り活動を促進し、要援護者の把握と自主防災組織の体制強化を図ることが重要です。
- 地域福祉の充実には、コミュニティレベルでの体制づくりが必要不可欠です。地域住民がお互いに見守り、支えあう風土づくり、人づくりに取り組んでいくことが重要です。
- 人権尊重を基本に、だれもが住み慣れた地域で生き生きと暮らせる地域づくりを目指し、地域住民、地域に関わる組織、団体などすべてのものが主体となって地域福祉を推進していくために、「美浜町地域福祉計画」を策定しました。さらに、「美浜町避難行動要支援者登録制度」を促進し、災害時に的確で迅速な安否確認、避難誘導を行うために要援護者の把握に努めました。

■地域サロンでのボランティア風景



目 標 像

地域住民の強い絆によって、住民がお互いに見守り、支えあっています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
行政区を主体とした敬老会の開催地区数	13地区	18地区	18地区
ボランティアセンターのボランティア登録者数	862人	1,060人	1,000人

取 り 組 む 施 策

施 策

①

ボランティアセンター運営費補助金の交付

社会福祉協議会内にあるボランティアセンターの運営費を補助し、ボランティア団体の支援や指導者の育成に取り組みます。

施 策

②

ボランティア活動支援と地域サロンなどの開催

ボランティア団体の活動を支援し、ボランティアの協力による地域サロンなどを充実します。

施 策

③

各地区での敬老会の開催

各行政区の主催による敬老会の開催を支援し、地区内で高齢者同士が交流する機会を充実します。

施 策

④

介護・福祉ボランティアの育成と啓発

研修、講座、中学生のボランティア体験を通して、ボランティアの育成を図ります。

施 策

⑤

要援護者の把握

「美浜町避難行動要支援者登録制度」を活用し、自主防災組織の協力を得ながら、要援護者の把握に努めます。

4-4

高齢者の福祉・健康・保健の連携・体制整備

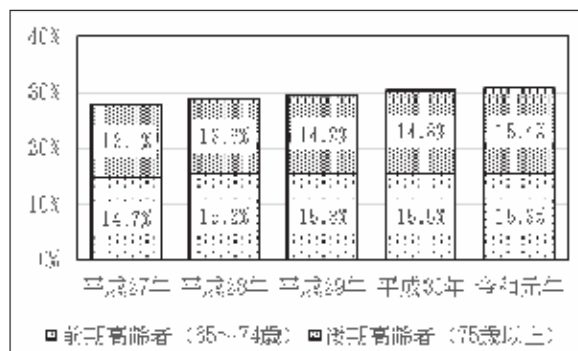
現状と課題

- 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくためには、他者と交流できる場、健康づくりなどの自立を促す学習機会を充実させていくことが重要です。
- 高齢者サロン活動を各地区で実施することで身近な場所で定期的集える場所を確保し、運営するボランティア団体に対して、育成講座や交流会を行い、活動に対する支援を行っています。さらに、多世代交流ができる「コミュニティハウス」の拡充も図っています。一方、身近な場所で定期的集える場を確保することが困難になっています。そのため、老人憩いの家の整備や空き家の有効活用も視野に入れる必要があります。
- 本町の高齢化率は、県下平均値よりも高く、医療への依存や介護保険サービスの利用が増加しています。介護予防事業や生きがい対策に積極的に取り組み、医療費や介護保険を適正にコントロールしていくことが重要です。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、美浜町高齢者福祉計画を策定し、地域包括ケアシステムの深化や医療、介護の分野を超えた連携、認知症にかかる施策の推進、高齢者を介護している家族への支援等、高齢者をみんなで支える地域づくりを進めました。今後、認知症になっても安心して暮らせるよう、地域の理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を実施し、支援者を増やしていくことが必要です。
- 核家族化の進行により、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦の世帯が増加しており、地域での見守りと自立支援に取り組むことが必要です。また、高齢者と若い世代がお互いに支えあえる環境づくりを進めていくことも重要です。
- 高齢者が利用できる町内の公的サービス、民間団体の事業、NPOやボランティアによる取り組みなど有意義な情報を集約し、情報誌「訪問理美容編」を作成しました。今後とも、必要な情報を集約し、啓発する必要があります。

■地域サロンの風景



■高齢者の人口割合（住民基本台帳）



目 標 像

地域での見守りと充実した福祉サービスによって、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らしています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
身近な場所での 地域サロンの開催地区数	11行政区 15か所	15行政区 29か所	18行政区
サロンやコミュニティハウス における世代間交流	500人	3,291人	2,000人
コミュニティハウスの創設	0か所	4か所	6か所
自主活動グループ数と シルバーヘルス実施地区数	5グループ 14地区	5グループ 10地区	5グループ 10地区
シルバー人材センター会員数	136人	117人	150人
介護予防事業への参加者数	延べ4,056人	延べ4,794人	延べ5,000人
認知症サポーター養成者数	1,870人	3,768人	4,000人

取 り 組 む 施 策

施 策

①

地域サロン活動などによる交流促進

高齢者の引きこもりを防ぎ、介護予防につながるサロン活動を各地区で実施し、高齢者が身近な場所で気軽に集える場を確保するために、空き家の有効活用も視野に入れます。また、老人憩いの家の設備の充実を図ります。

施 策

②

高齢者の自立支援講座の開催と体力づくり活動の推進

健康・料理・災害など、日常生活で役立つ講座を開催します。また、シルバーヘルス、筋力アップ教室、体力チェックボランティアを活用して、高齢者の体力づくりに取り組みます。

施 策

③

高齢者のボランティア活動への参加支援

高齢者が自らボランティア活動やシルバー人材センターの活動に参加できるように支援し、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進します。

施 策

④

介護予防・包括的支援・任意事業の一体的推進

介護予防・日常生活支援・総合相談支援・権利擁護・家族介護支援などを包括的かつ総合的に推進し、介護予防と要援護者の早期発見・救済を図ります。

施 策

⑤

高齢者に関する情報の一元化

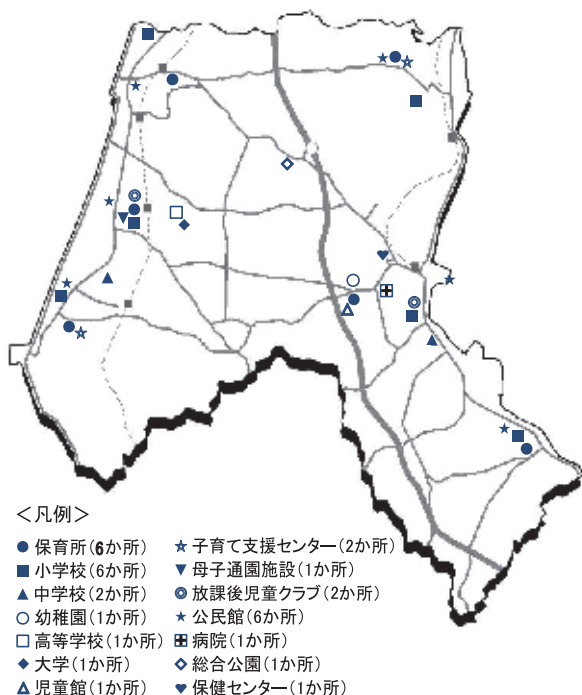
高齢者が利用可能なサービスやサークル活動など、有意義な情報を集約し、広報などでの情報発信と周知に取り組みます。

子どもの福祉・健康・母子保健の連携・体制整備

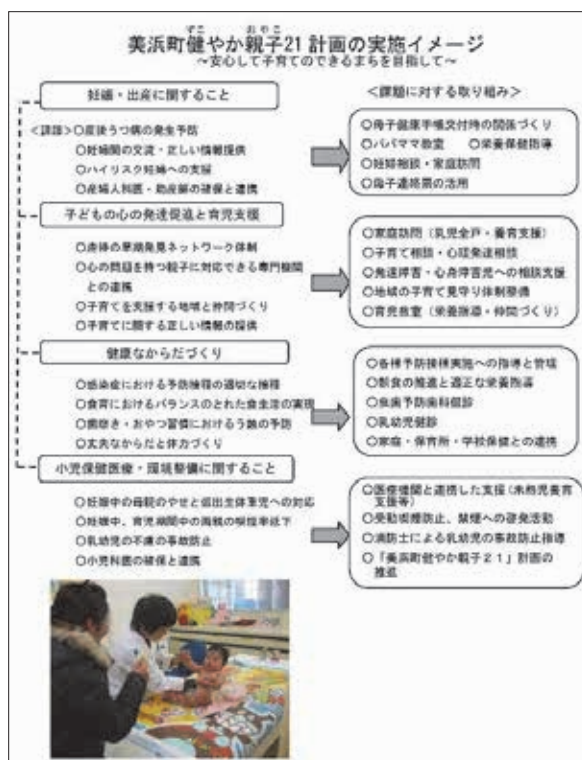
現状と課題

- 本町の年少人口（15歳未満）は急速な減少傾向にあり、子どもを安心して産み、健やかに育てられる環境整備が必要不可欠です。
- 本町には7か所の保育施設があり、乳児保育・延長保育を実施しています。同時に、年少人口の減少と限られた資源を効果的に投下していくために、保育所の再編成について調査・研究しています。また、地域子育て支援センター野間分室を開設し、放課後児童クラブも河和・奥田地区で増設しました。
- 子育て中の転入者が町内で孤立しないように、子育てに必要な情報の発信と周知に取り組むことが重要です。また、NPOやボランティア団体と連携して、気軽に利用できるサービスや交流の場を充実させる必要があります。平成30年度より、子育て支援アプリ情報配信サービスを行い、子育て世代の不安の軽減や効果的な情報伝達を図りました。
- 経済的不安や育児の負担感、社会からの孤立などから、児童虐待などの社会問題が顕在化しており、県の児童相談所に協力し、保健センター・保育所・子育て支援センター・児童館・学校が連携し情報の共有化を図り、子どもを地域で見守る体制やひとり親家庭への自立支援を充実させることが重要です。

■町内の子育てに関わる関連施設



■美浜町健やか親子21計画



目 標 像

地域の理解と支え合いによって、親子が安心して
楽しく子育てできるまちになっています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
放課後児童クラブの設置数	1か所	2か所	2か所
ファミリーサポートセンター の運営	なし	1か所	1か所
子育て支援アプリ登録者数	—	221件	500件
病後児保育の設置数	0か所	0か所	1か所

取 り 組 む 施 策

施 策

①

保育所の統廃合と保育サービスの充実

少子化に伴い過剰となった施設を計画的に再編成し、スケールメリットを活かして、既存の保育サービスのほか、多様化する子育て世代のニーズに応じた保育サービスに取り組みます。

施 策

②

放課後児童クラブの実施

放課後に保護者のいない家庭の小学校低学年児童を対象に、学校の施設などを利用して保育に取り組みます。

施 策

③

地域子育て支援センターの推進

子育て家庭に対して、育児相談や子育てサークルへの支援を充実します。

施 策

④

ファミリーサポートセンターなどの推進

保護者の就労状況や疾病などによって家庭での保育が困難な状況にある乳幼児を対象に、育児の援助を受けたい人と支援したい人をつなげ、お互いが助け合えるような事業を推進します。

施 策

⑤

子育て世代包括支援センター事業の推進

子育て世代包括支援センターを整備し、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して、切れ目のない支援を実施します。

施 策

⑥

病後児保育の事業実施

病後児保育のニーズに応えるため、事業実施を図ります。



4-6

障がい者（児）の福祉・健康・保健の連携・体制整備

現状と課題

- 「障害者自立支援法」が一部改正され、平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律として、「障害者総合支援法」と名称が変更になりました。障がい者は、障害程度区分認定、介護や居住の状況、サービスの利用意向などに応じて、区分認定審査会により福祉サービスの支給量が決められ、事業者から福祉サービスを受けています。しかし、核家族化が進行するなかで、高齢化により障害の重度化が進んでいることもあり、家族の負担を減らすため、地域社会における共生の実現に向けて、地域で支えることが求められています。
- 第3次美浜町障害者計画を策定し、一人ひとりを大切にするまちづくりの推進、健やかで自立した生活を支える支援体制づくり、支えあい安心していきいきと暮らせる共生社会の実現に向けた地域住民による主体的な活動を行うための仕組みづくりに取り組みました。
- 町内では、社会福祉法人みはま福祉会が、生活介護事業所セルフ・アゼーリア、障害者共同生活援助事業所ケアホーム花水木、第2花水木、知的障害者短期入所事業所（ショートステイ）つつじの家を開設し、一般社団法人とよいちが、生活介護事業所野間クラブを開設しています。また、特定非営利活動法人かもめ福祉会が精神障害者地域活動支援センターⅢ型を運営しています。
- 本町では、発達に遅れのある子どもへの支援が「ひよこ教室」や保育所の加配保育に限られていましたが、療育を必要とする子どもが通所できる療育施設（わかば園）を整備し運営しています。
- 療育を必要とする親子が相談できず、孤立してしまう傾向にあります。障害の種類やライフステージに応じて、相談から支援まで一貫して対応できる福祉・健康・保健の連携体制を整備することが重要です。

■障害の種類別 身体障害者手帳保持者数の推移

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
視覚障害	39	42	43	43	48
聴覚障害	42	44	46	44	45
言語障害	10	10	9	9	12
肢体不自由	451	443	441	434	424
内部障害	230	245	248	256	250
合 計	772	784	787	786	779

■障害の判定別 療育手帳保持者数の推移

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
A判定	60	67	68	69	69
B判定	34	36	35	35	35
C判定	58	55	59	60	62
合 計	152	158	162	164	166

障害の等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1級	23	30	48	54	52
2級	139	135	156	162	167
3級	36	27	30	31	42
合 計	198	192	234	247	261

目 標 像

障がい者（児）が家族とともに地域で自分らしく
生き生きと暮らしています。

成果指標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
成年後見相談支援実人数	24人	20人	30人

取り組む施策

施策

①

地域生活支援事業の整備

障がいのある人が、自立した日常生活を送る上で、一人ひとりの意思に可能な限り応えられるよう、基幹相談支援センターの設置の検討等、相談支援体制の強化に努めるとともに、地域生活支援事業（相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業等）の充実を図ります。

施策

②

母子通園施設の整備

奥田保育所の敷地内に、療育機能を備えた保護者と子どもの通園施設「わかば園」の整備を行っており、さらなる充実を図ります。

施策

③

一貫した子育て支援体制・療育支援体制の整備

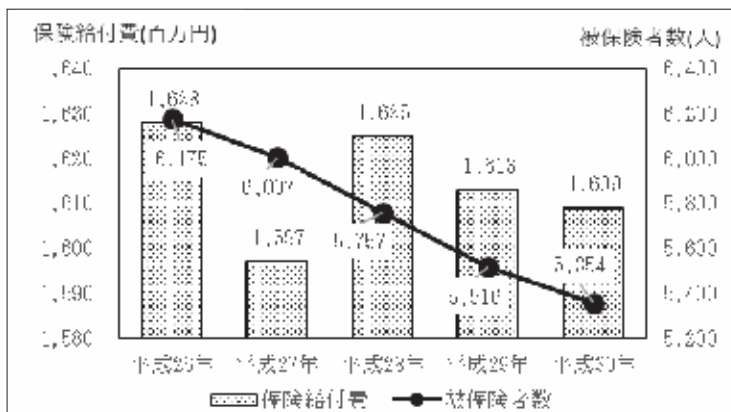
専門スタッフによる支援のもと、子どもの発達の経過を見守りながら小学校・中学校へとつないでいく体制を整備します。

4-7 社会保障の充実

現状と課題

- 人口減少に伴って被保険者数は減少しつつも、保険給付費の減少額は少ない傾向にあることから、住民の疾病予防に取り組み、医療費の節減と国民健康保険財政の健全な運営を図る必要があります。
- 長引く不況に伴い、生活保護世帯は80世帯を超えて増加を続けています。県の社会福祉事務所が行う生活保護世帯の実態把握や相談・指導に協力し、社会的・経済的自立を促進する必要があります。
- 本町の住民基本台帳における総人口は令和2年3月31日現在、21,764人であり、平成18年より人口減少傾向が強まっています。しかし、高齢者人口は6,775人となり、高齢化率は31.1%と、その割合は増加傾向が続いています。今後、これまでに体験したことのない超高齢社会の到来に備え、3年ごとに見直される美浜町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況を点検・評価し、その結果に基づき必要な対策を講じていく必要があります。

■国民健康保険の保険給付費と被保険者数の推移



目 標 像

社会保障が充実し、誰もが健康で文化的な生活を送っています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
生活保護からの自立件数	7件/年	7件/年	10件/年

取 り 組 む 施 策

施 策

①

国民健康保険の安定的な運用

特定健診・特定保健指導事業を中心に住民の健康の保持増進に努め、医療費の節減を図り、国民健康保険財政の健全運営に努めます。

施 策

②

生活保護制度の適正な運営と相談体制の充実

生活困窮者の生活保障に向けて、生活実態の正確な把握に努め、生活保護制度の適正な運営を図ります。さらに、生活困窮者の経済的、精神的な自立に向けて、相談・指導体制の充実を図ります。県福祉事務所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などと連携し、生活困窮者の状況に応じた就労支援に努めます。



5-1 生涯学習の推進

現状と課題

- 生涯学習センターを中心に行政だけではなく、住民自ら「学び合い」、「育ちあう」自主講座を企画・運営し、学習できるよう、学習情報の提供や相談体制を図る必要があります。また、快適に学ぶため、老朽化した空調機の改修、LED化などの改修工事を順次実施しています。
- 公民館で多様化する住民ニーズに応える生涯学習を推進するために、トイレの洋式化や施設維持修繕を計画的に行っていますが、今後、長寿命化計画を策定し、廃止を含めた総合的な検討が必要です。布土公民館、野間公民館では、より身近な学習の場としての公民館活動を自主的に運営できるように町民による運営委員会が立ち上がっています。
- 図書館の来館者数は、他の同規模図書館と比較しても多く、周辺市町の住民も利用しています。子どもから高齢者までが読書に親しむ機会を充実させるために、図書館と学校教育の連携、図書館のレファレンスサービス¹の向上に取り組むことが必要です。
- また、令和2年度より、民間事業者の専門性を活かし、蔵書内容の充実やレファレンスサービスの質の向上、多様なイベントの開催などのサービス向上を図るため、生涯学習センター及び図書館を指定管理に移行しました。
- 本町の豊かな自然を守り、人と自然が共生できるまちづくりを推進するためには、本町の自然や風土を理解し、それを支えようとする意識の向上と人づくりに取り組むことが重要です。

■生涯学習センターの施設利用状況

単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
研修室1～3利用者数	10,164	8,284	9,816	8,959	9,375	8,905	9,872	9,057
研修室4利用者数	3,817	3,479	3,217	3,429	2,786	2,635	1,814	981
合計	13,981	11,763	13,033	12,388	12,161	11,540	11,686	10,038

■公民館の施設利用状況

単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
公民館利用回数	3,078	3,006	3,112	3,267	3,145	3,020	2,940	2,609
公民館利用人数	48,349	47,982	54,106	49,699	46,423	45,129	46,580	41,013

■図書館の施設利用状況

単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
図書館来館者数	87,588	90,384	87,295	88,968	86,139	83,381	83,990	74,667
図書館貸出者数	43,950	48,057	46,986	44,575	40,939	38,374	36,844	33,092
図書館貸出点数	200,798	201,696	200,693	195,091	191,631	184,948	182,509	162,102

※令和元年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開館日数が短縮

¹ 図書館利用者から、調べ物などの相談に応じること。

目標像

多様な学習ニーズに応えながら、住民自身が「学び合い」と「育ちあい」に促され、自主企画講座を通じて、人づくり・まちづくりが活発に進められています。

成果指標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
地区公民館 (生涯学習センター) 利用回数	3,078回 (961回)	2,609回 (726回)	3,100回 (400回)
図書館利用入館者数	87,588人	74,667人	85,000人

取り組む施策

施策

①

生涯学習関連施設の改修と活用

老朽化に合わせて計画的に各公民館や生涯学習センター、図書館の施設・設備の充実を図ります。併せて、生涯学習センターを生涯学習の拠点施設と位置づけながらも、地区公民館などで住民参加型の生涯学習事業が可能な体制づくりに取り組みます。

施策

②

生涯学習施策の確立

多様化した住民の学習ニーズに応えるために、生涯学習講師・ボランティアなどの人材登録を進め、住民が自ら講座を企画・運営できるような体制整備・学習情報の提供・相談体制の整備を図ります。

施策

③

図書館と学校教育などとの連携および図書館サービスの質的向上

学校や保護者と連携し、子どもたちに本の面白さや興味を持たせる本の説明会を実施して読書の推進を図ります。図書館利用者の求めに応じて、すばやく資料提供ができるようレファレンスサービスを充実するとともに、図書館サービスの質的向上を図ります。

施策

④

環境教育プログラムの充実

自然観察会、自然観察ハイキング大会などを通じて、環境教育プログラムの体系化を図り、対象やテーマに応じた学習メニューの整備と提供に取り組みます。さらに、SDGsの達成に向けて、ESD¹（持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ教育）の観点からの取組みを検討します。

¹ 現代社会の課題を自らの課題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。Education for Sustainable Developmentの略。



現状と課題

- 学校教育をより充実したものとするため、学校施設の計画的な改修や整備、電子黒板の配備などの情報化への対応を進めています。また、小学校における外国語教育の全学年実施やスポーツを通じて日本福祉大学との連携を図っています。
- 一人ひとりの個性と能力に応じた学校教育や地域教育が求められていることから、障害の程度や乳幼児期からの発達の段階に応じた適切な就学支援を行うことが重要です。また、いじめ・不登校などの困難を抱える子どもに対して、適応指導教室を運営するとともに、「美浜町いじめ防止基本方針」を制定し、体制整備に努めています。
- 地震や津波などの自然災害の発生が懸念されるなか、防災教育マニュアルの見直し実施や教職員によるHUG訓練¹参加により、防災意識の向上を図りました。今後とも、安心で楽しい学校生活を送るために、学校施設の地震対策や防災教育の充実を図ることが重要です。
- 少子化のますますの進行に対して、適正規模・適正配置を図り、子どもたちにとって質の高い教育環境の整備を推進していくために、「美浜町小中学校再編のための基本構想」および「美浜町小中学校再編実施計画」を策定し、学校再編の具体的な時期や方法を示しました。

单位：人

	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	令和2年	令和7年	令和12年
布土小	205	130	145	158	119	122	92	77
河和小	698	613	581	493	413	411	390	336
河和南部小	122	163	141	112	77	59	47	31
野間小	210	220	172	162	120	114	88	67
奥田小	225	182	200	155	136	134	108	90
上野間小	252	227	216	174	143	144	94	71
小学校計	1,712	1,535	1,455	1,254	1,008	984	819	672
河和中	553	520	442	440	365	330	288	254
野間中	353	367	313	298	241	204	184	138
中学校計	906	887	755	738	606	534	472	392

※令和7年、12は見込み数。

●学校両隣の基本コンセプト

（各小学校・中学校の特色と本校の教育理念）

①**活力ある学校づくり**

一生涯の健康のため、多様な能力に刺激し、記憶増進することを通して学習や能力の発達を促します。

②**適正な環境と適正な教育**

子どもたちが安心して学習を促します。

③**地域の人々にもある学校づくり**

児童生活・教育だけでなく、地域の発展に、すべての市民生活の向上への小一貫校を創出、「緑と水で育む創造性」を創出します。

④**生涯教育、国際教育の充実**

⑤**自然・運動の充実**

⑥**日本国語大学との連携強化**



【第1段階】

実効期年 令和4年4月

河野郡小学校区に併った児童が数多く受け入れられるように環境を整え、併った小学校区に併った校舎のことも、子供達の能力に刺激し、記入・記憶力を増進させる。

令和4年度に河野小学校へ併合を希望します。

【第2段階】

目標期年 令和7年4月

心身の発達に応じて、基礎教育として行われる基礎教育を基礎教育の中心として行うことが出来るよう、年間を通じて勉強意欲を促進し、系統的な教育と指導を行う、南と北の両小学校、河野小学校、野洲小学校、栗田小学校と上郷小学校及び大野小学校へ併合を希望します。

令和7年度に河野の小学校一併を希望します。

1 H (Hinanzyo:避難所)、U (Unei:運営)、G (Game:ゲーム) の頭文字をとった名称で、避難所で起こる様々な出来事を疑似体験し、避難所の運営について考える防災訓練のこと。

目 標 像

地域と連携しながら、子どもが楽しいと実感できる学校づくりが進められています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
不登校児童・生徒数	小学校11人 中学校24人	小学校11人 中学校24人	小学校0人 中学校0人

取 り 組 む 施 策

施 策

①

学校再編と特色ある学校教育の充実

本町の実情にあった適正規模・適正配置を図るなど、子どもたちにとってより良い教育環境を目指した学校再編に取り組み、学校と地域との活性化を推進します。また、基礎学力の習得はもとより、柔軟で多様なカリキュラムによって、スポーツや外国語教育を充実させるなど、児童生徒の「生きる力」、「郷土を愛する心」を育みます。

施 策

②

学校施設の計画的な整備と情報化への対応

小・中学校の施設・設備を整備し、教育環境の改善・充実を図ります。また、情報教育アドバイザーと連携して、GIGA スクール構想¹の実現と情報通信技術（ICT）環境の整備に取り組み、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。

施 策

③

特別支援教育の充実

ノーマライゼーション²の理念に基づき、学校・保護者・関係機関と連携して、障害の程度に応じた適切な就学支援に取り組みます。また、少人数指導や習熟度別指導が可能となるように、特別支援学級アシスタント、学校生活支援員の配置に取り組みます。

施 策

④

いじめ・不登校への対応

いじめ・不登校の問題については、家庭や地域との連携をさらに強化します。

施 策

⑤

防災教育の充実

学校施設の定期的な安全点検および関係機関と連携して防災教育を推進し、児童生徒の防災意識の向上を図ります。

施 策

⑥

家庭・地域に開かれた学校づくり

子どもたちの豊かな心の育成を目指し、魅力ある教育活動を通じて、地域に根ざした、開かれた学校づくりに努めます。

1 義務教育を受ける児童・生徒のために、1人1台の学習用PCと高速ネットワーク環境を整備する国の計画。

2 障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すこと。



5-3

スポーツ・レクリエーションの充実

現状と課題

- 若者のスポーツ離れやスポーツ人口の高齢化に伴い、本町のスポーツ人口は減少し、同時に各種大会の参加者も減少傾向ですが、体育館のトレーニングルームの機器を順次更新した結果、トレーニングルームの利用者は年々増加の傾向にあります。また、施設の老朽化に伴い、順次施設の改修工事を実施しています。
- 一般社団法人みはまスポーツクラブやスポーツ推進委員が多岐にわたるスポーツ教室や大会を開催し、幅広い年齢層の参加により、生涯スポーツの普及とスポーツ人口の増加を図っています。
- 総合的かつ計画的にスポーツを通じた健康増進やスポーツ人口の増加を図るため、基本方針となる美浜町スポーツ推進計画を策定しました。
- 利用者がいつでも気軽にスポーツに取り組めるような環境整備を図るために、スポーツ推進委員、スポーツ協会、一般社団法人みはまスポーツクラブ、住民団体と連携して種目を充実させ、利用促進を図っていくことが重要です。みはまスポーツクラブは、活動の幅を広げるために一般社団法人となり、総合公園体育館等の受付業務などを行い自立した運営体制を整備するとともに、日本福祉大学と連携し、地域の人たちと学生がふれあえる健康増進を目的にした事業に取り組んでいます。

■スポーツ施設の利用状況

単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総合公園でのスポーツ利用者	42,906	40,320	45,409	46,360	47,572	55,148	49,012	44,522
学校開放施設利用者	44,134	42,137	44,903	40,905	45,677	42,823	45,331	37,851
第2町民グラウンド利用者	2,673	4,124	2,786	2,614	2,296	1,922	1,464	1,494

※トレーニングルーム利用者、研修室・和室の利用者を除く

※学校開放施設利用者は体育館とグラウンドの合計

■総合公園スポーツ施設の利用件数

単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総合公園でのスポーツ利用件数	2,946	2,849	3,252	3,458	3,438	3,402	2,937	2,694

目 標 像

子どもから大人までが楽しくスポーツやレクリエーションに取り組み、スポーツによる交流も盛んに行われています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
スポーツ協会加入団体数	112団体	82団体	78団体
総合公園での スポーツ施設利用回数	2,946回	2,694回	3,200回
総合公園での合宿利用団体数 (上記のうち)	—	88件	150件
みはまスポーツクラブ 教室参加者数	—	426人	500人

取 り 組 む 施 策

施 策

①

スポーツ施設の整備・充実

総合公園および運動公園を核に、充実した運動施設と施設周辺の環境整備を図ります。また、各施設の老朽化に伴い、計画的に施設修繕・整備に取り組めます。

施 策

②

生涯スポーツの普及とスポーツ人口の増加

誰でも楽しむことができる生涯スポーツの紹介など、多様なスポーツ・レクリエーション種目を普及・充実させ、身近に運動が楽しめる環境づくりを進めながら、スポーツ人口の増加を図ります。

施 策

③

スポーツ協会、スポーツ少年団、一般社団法人みはまスポーツクラブの充実

スポーツ協会、スポーツ少年団、一般社団法人みはまスポーツクラブへの支援を通じて、住民が気軽に参加し、スポーツを楽しめる環境を充実させます。



5-4 子ども・若者への支援

現状と課題

- 今日の世帯形態の核家族化や少子・高齢社会において、家庭教育や青少年の育成については、家庭はもとより、学校・地域が連携して取り組むことが求められています。本町では各小学校区に「青少年を守る会（育てる会）」があり、地域ごとに家庭教育や青少年の育成事業に取り組んでいます。今後も活動を継続していくためには、子どもを持つ親を中心に地域全体が協調して活動に取り組むことが望めます。
- 「家庭教育推進連絡会議」を通して、各小学校区の「青少年を守る会（育てる会）」を中心に全町的な家庭教育の推進を図るため、毎月8日を「あいさつの日」と定め、あいさつ運動の推進を行っていますが、まだまだ十分に住民に浸透しているとは言えません。今後も、あいさつ運動をはじめ全町的な家庭教育の推進に取り組む必要があります。
- 少子化や核家族化などにより、子育て世帯では「行政による子育て支援」や「親同士の交流」が求められています。これまで育児に悩む親の支援対策として、子育て支援ボランティア（子育て支援ネットワーク）の育成をはじめ、子育て中の親同士の交流や子育て相談・学習の機会を提供する「親子ふれあいひろば」の開催、子育てサークル活動の支援を行っています。今後も地域住民との協働による子育て支援体制のさらなる推進が必要です。
- 青少年の健全育成を推進するには、関係機関と連携して啓発活動やパトロール活動などに取り組むことが有効です。「青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動」をはじめ、各種の機会を捉え積極的な啓発活動やパトロール活動などの実施が必要です。
- 子ども・若者育成支援推進法が施行され、ニート、ひきこもり、不登校、発達障害などの精神疾患等の問題に対応した施策の推進が求められています。これらの子どもや若者の困難事例に対処できるよう、ニーズに応じて行政内部の横断的な連携や関係機関との総合的な体制の整備が必要です。

■みはまの教育・合い言葉

みはまの教育・合い言葉

みんなで
はじめよう！
まず、当たり前のことから！



- ◆ 広げよう！ 明るいあいさつ 素直な心
- ◆ 教えよう！ 約束・きまり がまんの心
- ◆ はぐくもう！ 命あるもの 尊ぶ心
- ◆ 伝えよう！ 「もったいない」の言葉と心
- ◆ 実行しよう！ 早寝・早起き・朝ごはん

美浜町教育委員会



■あいさつ運動ロゴマーク



「毎月8日はあいさつの日」

目 標 像

家庭・学校・地域が連携して、信頼の輪を深め、
思いやりの心を育んだ子ども・若者たちであふれ
ています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
子育て支援 ネットワーカー数	—	16人	16人

取 り 組 む 施 策

施 策

①

青少年を守る会（育てる会）活動の推進

家庭・学校・地域が一体となり取り組む青少年を守る会（育てる会）の活動が永続的に続くよう、会の活動の推進および支援を行います。

施 策

②

家庭教育推進連絡会議

各小学校区の「青少年を守る会（育てる会）」と連携し、町全体で家庭教育の推進を図ります。

施 策

③

子育て支援

新たな子育て支援ボランティア（子育て支援ネットワーカー）を育成しつつ、子育て不安など育児に悩む親の相談や学習の機会を提供できるよう、住民との協働による子育て支援体制の整備を図ります。

施 策

④

青少年の健全育成

青少年健全育成に係る県民運動などに合わせた啓発活動やパトロール活動などを行い、関係機関と連携して青少年の非行・被害防止に取り組めます。

施 策

⑤

横断的な子ども・若者支援の推進

行政内部の関係部署、外部の関係機関と連携して、ニートやひきこもり、発達障害などの精神疾患等の問題に対応できる体制整備の強化に取り組めます。



5-5 地域文化の振興と文化財の保護

現状と課題

- 文化協会会員の高齢化や新規加入者が減少していることから、文化祭においてその場で参加・体験できるコーナーの設置など、誰もが気軽に文化活動に触れられる取組みを行っています。今後とも、多様な文化団体を支援し、誰もが気軽に文化活動に触れられるような環境づくり、住民の意識改革に取り組む必要があります。
- 町内の文化財や伝統芸能の保存・伝承については、原則として所有者や地域の保存会で行っています。国、県、町指定文化財・登録文化財の所有者・管理者に、文化財のき損や修理を行う時のマニュアルを送付して、文化財保護について手続きの確認と注意喚起を行っています。文化財などの適正な保存と活用を図るためには、学芸員などの専門的な知識を有する人材の配置や住民ボランティアによる調査・研究ができる体制の整備が必要です。
- 文化財を周辺施設等と関連付け計画的に整備、保護していくことにより、町民が気軽に文化財に触れられる環境づくりや子どもたちへの地域文化教育の機会を増やすことが大切です。町の所蔵施設は老朽化と手狭感が生じていることから、常設展示を備えた施設の改修または整備が必要です。
- 「文化財防火デー」にあわせた文化財の防火訓練を毎年実施し、文化財の所有者や住民の文化財に対する防火意識の向上に努めていますが、今後は、防火のみでなく、地震などの自然災害から文化財の保護のあり方などについても所有者とともに検討していく必要があります。

■町の文化財（第一河和海軍航空隊防空指揮所）



■町の文化財指定一覧

	種 別	名 称	員 数	指定年月日	所在地	所有者又は 管理者
国指定3件	絵 画	絹本著色義朝最期図	2幅	平8.6.27	野間字東畠ヶ50	大御堂寺
		絹本著色頼朝先考供養図				
	工 芸	梵鐘（建長二年在銘）	1口	昭36.2.17	野間字東畠ヶ50	大御堂寺
	天然記念物	鵜の山鵜繁殖地	120,555.6㎡	昭9.1.22	上野間字曾力外4字 に跨る山及び池 15筆	美浜町
登録	有形文化財 （建造物）	野間郵便局旧局舎	95㎡	平27.11.17	野間字須賀91-1他	森田香子
県指定7件	建造物	大御堂寺客殿	1棟	昭29.2.19	野間字東畠ヶ50	大御堂寺
	絵 画	覚禅鈔	18巻	昭44.10.29	野間字東畠ヶ50	大御堂寺
	彫 刻	木造阿弥陀如来坐像	1体	昭42.8.28	野間字東畠ヶ50	大御堂寺
	工 芸	錫杖	1柄	昭41.10.12	野間字東畠ヶ50	大御堂寺
	有形民俗	算額	1面	昭41.10.12	野間字東畠ヶ50	大御堂寺
	史 跡	史跡大御堂寺	14,043㎡	昭31.5.18	野間字東畠ヶ50	大御堂寺
	天然記念物	阿奈志神社のホルトノキ	1樹	昭42.10.30	豊丘字五宝75	阿奈志神社

■町の文化財指定一覧

	種 別	名 称	員数	指定年月日	所在地	所有者又は 管理者
町指定 (29件)	建 造 物	宝篋印塔	1基	昭62.8.13	河和字北田面157	全忠寺
		一切経蔵殿	1棟	平7.5.19	野間字本郷36	正蔵寺
		本堂（根本堂）	1棟	平12.8.17	野間字東畠ヶ55	大御堂寺
		鐘楼堂	1棟	平12.8.17	野間字東畠ヶ55	大御堂寺
		山門（大門）	1棟	平12.8.17	野間字東畠ヶ55	大御堂寺
	彫 刻	木造観音菩薩立像	1体	昭56.3.23	野間字東畠ヶ50	大御堂寺
		木造勢至菩薩立像	1体	昭56.3.23	野間字東畠ヶ50	大御堂寺
		木造阿弥陀如来坐像	1体	昭61.8.11	野間字東畠ヶ90-1	安養院
		木造勢至菩薩立像	1体	昭61.8.11	野間字東畠ヶ90-1	安養院
		木造観音菩薩立像	1体	昭61.8.11	野間字東畠ヶ90-1	安養院
		木造地藏菩薩立像	1体	昭61.8.11	河和字北屋敷甲1-1	甘露寺
		阿弥陀如来立像	1体	平25.3.29	野間字東畠ヶ50	大御堂寺
		木造大日如来坐像	1体	平25.3.29	上野間字高川23	大仙寺
	工 芸	蔵骨器	4口	昭56.3.23	河和字北田面106	美浜町
	歴史資料	織田信孝公（伝）遺品	3点	平7.5.19	野間字東畠ヶ90-1	安養院
	有形民俗	上野間越智嶋の山車	1台	昭61.8.11	上野間字北川63	上野間区
		上野間四嶋の山車	1台	昭61.8.11	上野間字泉乙18	上野間区
		布土上村の山車	1台	昭61.8.11	布土字上村102	上村組
		布土平田の山車	1台	昭61.8.11	布土字明山305	平田組
		河和中組の山車	1台	昭61.8.11	河和字北屋敷235-1	河和区
		小野浦の船山車	1台	平2.3.20	小野浦字福島	小野浦区
		河和北組の山車	1台	平6.12.5	河和字北屋敷35	河和区
		布土大池組の山車と大太鼓	2点	平6.12.5 追加指定 平8.1.12	布土字大池	大池組
		矢梨の獅子屋形	1点	平9.12.10	豊丘字浜17-1	矢梨区
	無形民俗	上野間裸まいり		昭61.8.11	上野間	上野間区
		獅子舞		平3.6.12	古布	古布獅子舞 保存会
	史 跡	（伝）源義朝公最期の地		平3.12.3	野間	法山寺・ 美浜町
		布土磨砂採掘地一向山	3,009㎡	平14.10.25	布土字一向124、125-1	布土区
		第一河和海軍航空隊防空指揮所	1,183㎡	令2.4.7	豊丘字北平井55-1	美浜町

目 標 像

住民の手によって地域文化や文化財が適正に保存・活用され、潜在する文化財の発掘・調査・研究も積極的に行われています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
文化活動団体数	—	105団体	110団体

取 り 組 む 施 策

施 策

①

文化・芸術団体などの育成

文化・芸術・芸能団体への新規会員の加入促進を促すとともに活動・発表の場の充実、文化協会などへの新規加入団体の加入促進を通じて、文化活動の振興に取り組めます。

施 策

②

美浜音頭とみはま小唄の普及・促進

美浜音頭・小唄保存会の活動を中心に年齢に関係なく、住民であれば誰でも美浜音頭、みはま小唄が踊れるように普及・促進を図り、地域文化の恒久的な保存・伝承に取り組めます。

施 策

③

地域の伝統文化の調査・研究・普及の推進

地域に現存する文化財を調査・研究し、文化財の保存と活用に取り組めます。

施 策

④

文化財保存資料の整備・充実

考古学資料や古文書、民俗資料などが保存・展示できる施設の整備・充実に努めます。



5-6 多彩な交流の推進

現状と課題

- 海外の学校との交流を日本福祉大学および高校と連携して実施し、ホストファミリー宅へのホームステイや語学ボランティアの通訳協力を得るなど国際交流の推進を図っています。また、ホストファミリーや語学ボランティアを対象に、国際ボランティア交流会を毎年実施し、町民の国際理解を深めるべく人材育成を行っています。国際交流をさらに充実させていくためには、小・中学生や住民ボランティア、大学生がお互いに学び合いながら、異文化への理解と英語コミュニケーション力の向上が必要です。
- 本町出身の幕末の漂流民「音吉」を契機としたシンガポールとの相互交流が認められ、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるシンガポール共和国のホストタウンとして本町が登録されました。シンガポールの政府関係局や学校との交流を始めとしたホストタウン事業や小中学生の「フレンドシップ草の根国際交流」を継続し、子どもたちが相互理解を深めるとともに、グローバルな視点の醸成に努めています。
- まちづくり活動・防災・観光・文化など分野別に交流する新たな形での自治体との提携が期待されています。その中で、日本福祉大学との友好協力宣言及び包括協定を締結した自治体と災害時の相互協力に関する協定を締結し、自治体間の連携及び支援により災害復旧対策等の円滑化を図っています。
- 定住外国人が増加しているため、日本文化や生活習慣を理解するための多言語版の生活支援ガイドを作成するなど、外国人が抱える課題を町内で整理しニーズを把握する必要があります。また、定住外国人や外国人旅行者に対応するため、多言語に対応できる仕組みを築く必要があります。

■シンガポールとの国際交流



目 標 像

地域・世代を問わない多彩な交流が行われ、まちは活気で満ちています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
ホームステイボランティア 登録世帯数	31世帯	31世帯	40世帯
語学ボランティアの 登録人数	21人	21人	30人
国際交流員の招へい	—	0人	1人

取 り 組 む 施 策

施 策

①

国際交流・多文化共生の推進

ホストファミリーや語学ボランティアの登録者を開拓し、国際交流活動の体制整備に取り組みます。また、国際交流員を配置し、ホストタウン事業を始めとした国際交流事業の推進を図るとともに、外国人観光客や外国人居住者に配慮した環境整備に取り組みます。

施 策

②

シンガポール小・中学校などとの交流充実

お互いの国の歴史や文化への理解を深め、国際交流活動の充実を図ります。また、郷土の偉人「音吉」らの功績を学ぶことによって、美浜を愛する心を育みます。

施 策

③

日本福祉大学と住民との連携

英語や教職課程を学ぶ学生や留学生と住民が連携して、国際交流に必要な語学学習などに取り組みます。また、スポーツや健康づくりなど幅広い分野での連携も検討していきます。

施 策

④

分野別の業務締結の検討

まちづくり活動・防災・観光・文化などの交流に寄与し、同時に業種間交流も可能な自治体や民間企業との提携を検討します。

6-1 ボランティア活動の支援と育成

現状と課題

- 地域主権・市民主権の時代を迎え、今後のまちづくりにおいては、補完性の原理に基づいて、住民・行政・事業者が協働してそれぞれの役割を果たしていくことが求められます。
- 美浜町社会福祉協議会内ボランティアセンターを通じてボランティア団体等への活動を助成するとともに、ボランティア団体の活動状況、課題、要望などボランティアセンターと情報を共有しました。しかし、活動内容が必ずしも広く周知されていないこと、団体相互の連携が十分ではないことなどが課題としてあげられます。今後、団体活動を積極的に支援し、その発展を促していく仕組みづくりが重要です。
- 今後、さらに多様化すると予想される住民のニーズに的確に対応していくためには、行政主導のまちづくりから、協働を基軸としたまちづくりへの転換が必須です。そのために、ボランティア風土を社会全体に醸成し、きめ細かな共助の仕組みを根付かせていくことが求められます。
- 生涯活躍のまち実現のため、一般社団法人美浜まちラボを町の間接支援団体に指定し、拠点となる「ちゃぶだいハウス」の運営を行い、住民や各種団体の様々な活動や組織運営の支援を図っています。

■ボランティアによる応急救護訓練



目標像

住民一人ひとりが、自分たちのできることに主体的に取り組むとともに、住民・事業者・行政が互いの立場と役割を考えながら協働して、より良い美浜を目指したまちづくりに取り組んでいます。

成果指標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
県認証NPO法人数	6団体	8団体	10団体
町ボランティアセンター 登録団体数	33団体	50団体	50団体以上

取り組む施策

施策

①

ボランティア団体の現況把握

町内で活動しているボランティア団体の活動状況、課題、行政に対する要望などを把握したうえで意見交換を行い、その情報を共有します。

施策

②

ボランティアとのマッチング

町社会福祉協議会などと連携し、町内のボランティア活動へのニーズと、各団体が提供しうる活動内容とのマッチングの機会を図ります。

施策

③

法人化への支援

町内のボランティア団体が法人格を取得し、より自立した活動が展開できるように、認証手続きに関わる支援や情報提供などを行います。

施策

④

市民活動への支援

既存の地域団体、テーマ性を持った活動団体含めて、協働のまちづくりに参画する活動団体への支援を続けていきます。

6-2 地域主権に対応した行財政運営

現状と課題

- 歳入面では、町収入の中核をなす町民税や固定資産税は、人口減少、地価の下落、個人消費の低下など様々な要因によって伸び悩んでいます。また、国や県も財政難に瀕しており、地方交付税、補助金の見直しにより、財源確保が困難な状況にあります。歳出面では、インフラ整備に伴い、町債にかかる元利償還金のほか、扶助費などの義務的経費の支出も増加しています。また、社会保障費も増加傾向にあります。
- 経済活動の停滞に伴う税収減少が今後も継続すると想定されるなか、主要事業・建設事業に関しては国の施策に併せて補助金の交付を受け、毎年整備を行っています。また、自主財源として、ふるさと納税に積極的に取り組み、寄付額の増加を図っています。今後とも、自ら財源を考え、住民の多様なニーズを踏まえたうえで、協働しながらまちづくりの課題を的確に把握し、限られた財源の中で、計画的でより効率的な予算配当を進めていく必要があります。
- 社会情勢の変化や住民ニーズの多様化に対応して、きめ細かな行政サービスを提供していく必要性も高まっています。したがって、柔軟でかつ政策立案能力が高く、部課などの組織の枠を越えた課題対応型の組織運営が必要です。また、事務事業の再編・整理や事務機構の見直しも求められています。
- 町職員一人ひとりが、自らの責任と役割を十分に認識し、より能力を発揮できる組織づくりも不可欠です。そのため、新しい人事考課制度を導入し、目標達成度評価、能力評価項目の見直し、評価に対する開示及び面談の導入を図っています。

■過去5年間の決算状況

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
①歳入総額（千円）	7,698,549	7,613,514	7,751,780	8,508,090	8,068,927
うち地方税	3,149,481	3,148,297	3,124,110	3,123,312	3,071,330
うち地方交付税	1,143,674	1,280,756	1,099,906	1,216,667	1,139,375
②歳出総額（千円）	7,466,838	7,036,371	7,401,925	8,206,025	7,818,866
③実質収支（千円）	210,960	566,234	345,398	268,131	228,739
④単年度収支（千円）	-175,896	355,274	-220,836	-77,267	-39,392
⑤実質収支比率（％）	4.2	11.1	6.8	5.4	4.6
⑥自主財源比率（％）	57.1	54.7	55.9	50.8	55.1
⑦財政力指数	0.70	0.71	0.73	0.72	0.73
⑧義務的経費率（％）	44.9	45.4	41.8	37.7	39.7
⑨経常収支比率（％）	87.4	89.1	89.3	86.1	89.4
⑩標準財政規模（千円）	5,018,586	5,099,393	5,092,216	4,967,721	5,001,814
⑪地方債現在高（千円）	5,664,091	5,604,120	5,595,209	5,858,210	6,116,346
うち臨時財政対策債	3,969,106	4,201,207	4,295,559	4,417,119	4,494,689
⑫積立金現在高（千円）	1,892,158	1,816,900	1,950,039	1,931,508	1,810,112
財政調整基金	1,092,370	927,727	901,542	901,542	801,879
減債基金	107,045	107,158	107,259	107,294	107,320
その他目的基金	692,743	782,015	941,238	922,672	900,913

目 標 像

柔軟な組織運営と確実な財政運営を通じて、将来にわたって安定した地域経営が可能となっています。

取 り 組 む 施 策

施 策

①

競争的補助金の獲得

国および県の政策動向を適切にフォローし、競争的な補助金などを積極的に獲得します。また、公的機関による助成制度も積極的に調査研究し、獲得を目指します。

施 策

②

自主財源の確保

税の徴収率向上に努め、各種施設使用料の利用者負担のあり方を適宜見直し、未利用地の売却を進め、財源確保を図ります。

施 策

③

庁内プロジェクトチームの効果的活用

ニーズの多様化に対応しうるように、必要に応じて、部課を超えた課題解決型の庁内プロジェクトチームを立ち上げます。

施 策

④

職員教育・職員研修の強化と能力主義の推進

派遣研修への積極的参加と庁内での成果の共有、庁内研修の充実などを通じて、職員の資質向上を図ります。また、職員の人材育成と組織活性化を図るため、能力主義を推進する人事評価制度の充実を図ります。

6-3 広報・情報発信

現状と課題

- 行政からの情報発信は、広報みはま、町公式WEBサイト、同報無線、CATVの4つのツールを活用して行われています。
- 「広報みはま」は、行政と住民をつなぐ重要なパイプとして、年間12回発行し、町内全戸に配布されています。読みたくなる「広報みはま」を目指し、より見やすい紙面構成に努めます。
- 町公式WEBサイトでは、常に最新の情報提供を行うよう努め、きめ細かい行政情報や観光情報など、町内外の方々が欲しい情報を提供しています。
- CATVでは、町職員が出演する「役場だより」や、「文字ニュース」、「データ放送（地デジ化により活用）」などを通じて、職員の生の声を活かした行政情報提供や動画での情報発信を行っています。
- 町公式WEBサイトにて、知多半島5市5町の統計主管課で構成する知多統計研究協議会が毎年作成している「知多半島の統計」と、主な統計情報の結果を掲載しています。
- 町内外に美浜ファンを増やすため、シティプロモーション冊子「みはまデイズ」を発行し、交流人口の増加や移住定住促進を目指したPRを行っています。また、みはまデイズ、グリーン・ツーリズム、図書館、子育て関係などの情報をFacebookなどで情報発信しています。今後、さらに効果的な情報ツールや情報発信方法を検討していきます。

■ 広報みはま



目 標 像

住民が必要とする情報が適切に届き、情報の共有が図られています。また、広く町外の方々にも美浜の良さがPRされています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
町公式WEBサイトへの アクセス数	242,127/年	254,869/年	255,500/年

取 り 組 む 施 策

施 策

①

読みたくなる「広報みはま」の発行

住民が必要とする情報が正確に掲載されるとともに、読みたくなる紙面構成などの工夫により、行政から住民への情報伝達を円滑にします。

施 策

②

町公式 WEB サイトでの情報発信

町公式 WEB サイトを、より見やすく、わかりやすく改善し、町内外の方々に的確に情報発信します。また、子ども向けの情報提供も行います。さらに、外国籍住民の増加に対応して多言語への対応を検討します。

施 策

③

CATV を活用した住民と行政の情報交流

知多半島ケーブルネットワークと連携して、担当職員の生の声を活かした行政情報の提供や文字ニュース、データ放送での情報発信を行うとともに、住民参加型の番組を通じて双方向の情報交流を促進します。

施 策

④

新たな情報発信手段の有効活用

よりきめ細かい情報提供や、幅広い年齢層への情報共有を図るため、同報無線や美浜町メールサービスを活用した情報提供や、新たな情報発信手段（Twitter、Facebook などの SNS¹）の有効活用を検討します。

施 策

⑤

町政概要の発刊

本町の姿をわかりやすく伝えるため、町政概要を発刊します。

1 インターネットを介し、共通の趣味や仕事などをもつユーザーが集まり、意見交換や知り合いの紹介などを行うことで、新たな人脈作りやコミュニティを形成するサービスの総称。

6-4 住民の参画と協働

現状と課題

- 町内には自治区が18区ありますが、行政と連携を図りながら、従来の伝統的な祭礼のほか、最近ではハイキングや夏祭りなど、それぞれ特徴のある新たなコミュニティ活動に取り組んでいます。
- 住民のライフスタイルの多様化、人口減少や高齢化、災害リスクの高まりなどに伴い、地域課題は複雑化・多様化しています。この状況に対応できるように、自治区の活動の強化や、まちづくりリーダーの発掘や養成などを進める必要があります。
- まちづくり支援事業として、中間支援団体に「一般社団法人美浜まちラボ」を選定し、まちづくり交流拠点「ちゃぶだいハウス」を開設し、①応援する②つなげる③ひとづくり・機会づくり④交流の場⑤情報の発信・収集を設定し、様々な活動のサポートや交流を促進する事業を展開しました。今後、地域活動団体や企業、行政、大学等多様な主体との「互いに顔が見える関係」を強化し、地域課題解決に向けて実行性の高い連携・協力につながるような出会いや仕掛けを展開していくことが必要です。
- 新たなまちづくり団体を発掘するため、「美浜町まちづくりエンジョイぶらん交付金制度」を創設し、団体の活動立ち上げ時の負担軽減としての助成を実施しています。
- 地域主権、市民主権を具体化していくためには、多くの住民の関心が得られるような手立てを構築していく必要があります。そして、活動団体相互に意思の疎通を図りながら推進していく必要があります。
- 第5次総合計画策定時に開催した地区別まちづくりワークショップの成果を活かし、今後も先進地の視察や紹介などの研修を含め、まちづくりへの住民参画のフォローアップを実施する必要があります。

■ちゃぶだいハウス



目 標 像

住民一人ひとりがまちづくりに主体的に参画し、住民みんなで町を良くしていこうという雰囲気と動きに満ちています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
まちづくり団体への 研修などの実施	なし	実施	実施
まちづくり活動への フォローアップ	なし	実施	実施

取 り 組 む 施 策

施 策

①

まちづくり活動におけるフォローアップ体制の確立

活動終了時に事業評価書等を作成することにより、活動へのアドバイスを実施していきます。

施 策

②

まちづくり団体の研修実施

町およびまちづくり支援団体を通じて、法的に必要な手続きや活動支援となるような研修会等を実施します。

施 策

③

まちづくりリーダーの発掘

既存団体が継続できるように、次世代を担う人財を発掘し、団体へ紹介等を行います。併せて、まちづくりに関する研修、講演会等への参加を促します。

施 策

④

まちづくり団体への支援

交付金制度を見直したことにより、多様性を確保しました。まちづくり事業を実施する際には、既存の団体との連携や協力など情報提供等を実施していきます。

6-5 男女共同参画の推進

現状と課題

- 男女共同参画社会基本法ならびに男女雇用機会均等法などの法制度の整備により、法の下での男女の社会的な平等性は確保されてきましたが、日常生活や地域社会の様々な局面では、「しきたり」や「習慣」、「イメージ」などにより、まだまだ十分に確保されているとはいえない状況です。男女共同参画を推進するためには、課題の洗い出しを行ったうえで、男女が互いに考え、行動に移すことのできる人材や団体を育成し、町全体に啓発していく必要があります。
- 「美浜町男女共同参画プラン」に基づき、施策の推進を図っています。
- 本町では、「美浜女性の会」、「地域開発みちの会」、「みはま男女共同参画をすすめる会」などの団体が男女共同参画活動を推進し、学習会やフォーラムなどの開催、会報紙の発行などを通じて、住民意識の啓発を図っています。
- 国の定める男女共同参画基本計画より、指導的地位に女性が占める割合が30%以上になるよう定められていますが、本町においては平成31年4月現在22.6%となっており、その目標が達成されていません。
- だれもが活躍できるまちを目指すことにより、平等な社会の構築が必要です。

■パパママ教室



目 標 像

男女が社会の対等なパートナーとして、ともに役割と責任を果たし、住民全てが主体的に参画できる社会が生まれています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
審議会委員などの中で 女性委員の占める割合	25.7%	34.1	40.0%

取 り 組 む 施 策

施 策

①

美浜町男女共同参画プランの実施

男女共同参画を推進するうえで基本的な考え方や行動指針を含む計画に基づいて総合的な施策を推進します。

施 策

②

住民への意識啓発活動の推進

だれもが活躍できるような社会形成を目指すため、女性の社会参画や男性の家事育児参画などが推進されるよう、より効果的な啓発を行います。

施 策

③

住民活動団体の育成・支援

男女共同参画に関わる活動を推進できる団体の育成や支援を行うとともに、世代間の意見の調和、生活環境の違いからの相互理解など幅広く支援をしていきます。

6-6 広域的な連携

現状と課題

- 本町では、ごみ処理、救急消防、農業共済、後期高齢者医療などの分野において、近隣市町と一部事務組合や広域連合などを設立し、広域的な取組みを推進してきました。また、知多半島5市5町で公共施設の相互利用も行われています。
- 知多半島5市5町で構成する知多市町会や中部国際空港を核とした知多地域振興協議会を組織し、知多地域と中部国際空港との一体的な発展と振興等について検討しています。また、名古屋市を含めた近隣39市町による「広域連携に関する研究会」に加入し、行政事務などの連携や広域化を研究しています。
- 日本福祉大学と友好協力宣言・包括協定を締結した7自治体で防災協定を締結し、大規模災害時に相互協力を図ることとしました。また、商工会MIHAMAサミットの4町（三重県御浜町、和歌山県美浜町、福井県美浜町、愛知県美浜町）で防災応援協定を締結しています。
- 今後、人口減少と高齢化がさらに進み、経済成長が見込めないなかで、従来の広域行政の推進にとどまらず、多様な住民ニーズに応じた新たな連携の枠組み、実施可能な事業を検討し、さらに効率的・効果的に行政運営を進める必要があります。また、住民サービスの向上と持続可能なまちづくりを進めるには、地域や民間事業者と連携するなど民間活力の活用が求められます。

■一部事務組合

名 称	設 立	共同処理する事務	構成市町
知多南部衛生組合	S41.3.4	ごみ処理施設及びし尿処理施設の建設及び運営管理、ごみ収集運搬及び処分、火葬場の建設、霊柩車の購入及びそれらの運営管理	南知多町、美浜町
知多南部消防組合	S53.4.1	消防に関する事務（消防団及び消防水利に関する事務を除く）	南知多町、美浜町
知多地区農業共済事務組合	H2.2.15	農業共済事業に関する事務H26.3 解散（愛知県農業共済組合に事業統合）	半田市、常滑市 東海市、大府市 知多市、阿久比町 東浦町、南知多町 美浜町、武豊町
知多南部広域環境組合	H22.2.1	ごみ処理施設の建設及び運営管理	半田市、常滑市 南知多町、美浜町 武豊町

■広域連合

名 称	設 立	広域処理する事務	構成市町
愛知県後期高齢者医療広域連合	H19.3.20	75歳以上の高齢者等の保険及び医療の給付等	県内全市町村

■協議会

名 称	設 立	広域処理する事務	構成市町
知多広域消防司令センター	H19.3.20	119番通報の受信・無線通信業務	半田市、常滑市、東海市、大府市 知多市、阿久比町、東浦町、南知多町 美浜町、武豊町

目標像

多様な住民ニーズに効果的・効率的に対応できる
広域行政が推進され、より質の高い行政サービス
が提供されています。

成果指標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
広域的な行政取組の数 (一部事務組合など)	4業務	4業務	6業務

取り組む施策

施策

①

知多南部広域環境組合の強化

適正なごみ処理を推進するため、知多南部広域環境組合の施設の供用開始に向けた減量化施策を実施します。

施策

②

公共施設の相互利用の推進

現在、相互利用されている施設以外の公共施設についても、広域的な相互利用の可能性を検討し、推進します。

施策

③

広域的連携に基づく防災機能強化

他市町との防災連携協定などにより、災害時の防災対策を検討します。

■新ごみ処理施設イメージ



6-7 進行管理体制の整備

現状と課題

- 総合計画の成果指標について毎年度評価を行い、3年に1度、町ホームページで外部へ公表しています。また、事務事業評価の一部を実施計画により実施しました。
- 「美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、毎年、外部有識者による総合戦略推進会議にて、施策およびKPI（重要業績指標）の評価を行い、公表しています。
- 今後、事務事業・行政施策・政策の各段階に応じた全庁的な行政評価システムの導入検討が必要です。
- 今後、職員数の減少が予想されるなかで、限られた財源を有効に使い、効率的で、施策効果を見据えた行政運営が必須となります。
- 職員全員の徹底した意識改革や、役割と責任所在の明確化を図るとともに、システムとしての評価制度に基づく進行管理が必要です。

■庁舎窓口



目 標 像

総合計画が進行管理計画に基づいて適切に管理され、効果的・効率的な行政運営が進められることによって、質の高い行政サービスが維持されています。

成 果 指 標

指標名	策定時実績値 H25 (2013) 年	中間年現状値 R1 (2019) 年	目標値 R7 (2025) 年
総合計画に掲げる 成果指標の達成率	未実施	32.8%	70.0%
本町に住んでよかったと 思う人の割合	未実施	未実施	70.0%
本町に住み続けたいと 思う人の割合	53.7%	48.2%	70.0%

取 り 組 む 施 策

施 策

①

職員の意識改革

職員各自の役割と責任分担を明確にし、かつ、縦割り行政の弊害をなくした柔軟で効率的な行政運営を担えるように、多様な研修を行います。

施 策

②

事務事業評価の実施

それぞれの事務事業の目的・目標と進行管理責任を明確にしたうえで、事務事業全体の評価基準を設定し、内部評価の実施を検討します。

施 策

③

行政施策評価の実施

本町の規模と特性に応じた行政施策評価を検討・実施し、基本計画に示す全ての成果指標に対して内部評価を行い、その結果を公表します。

施 策

④

戦略プロジェクト・実施計画・予算要求・事務事業評価の連動

進行管理計画に基づく総合計画の確実な推進を図るために、基本構想に掲げる戦略プロジェクト、毎年の実施計画の策定と予算要求、事務事業の実施と評価を連動させ、計画的な行政運営を実現します。

施 策

⑤

外部評価システム導入の検討

行政施策評価の制度化の進行に応じて、住民および外部の識者による外部評価システムの導入を検討します。



資料編



- 附属機関設置条例（抜粋）
- 審議会委員
- 諮問
- 答申書
- 策定組織体制図

美浜町附属機関設置条例（抜粋）

（平成30年3月27日条例第2号）

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 別表第1に定めるところにより、町長の附属機関を置く。

2 別表第2に定めるところにより、教育委員会の附属機関を置く。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

4 この条例の施行の際、現に存する合議体で別表第1又は第2に掲げる附属機関に相当するものの委員に委嘱されている者は、この条例の規定により設置された附属機関の委員に委嘱された者とみなす。

附 則（平成30年6月22日条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正）

2 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例（昭和32年美浜町条例第7号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成30年9月21日条例第28号）

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年6月21日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月23日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

町長の附属機関

名称	担当事務	委員定数	委員選任の基準
美浜町総合計画審議会	美浜町総合計画の基本構想に関し必要な調査及び審議	23名以内	教育委員会の委員、農業委員会の委員、公募による者、識見を有する者及び公共的団体等の役員又は職員

美浜町総合計画審議会委員 (役職は任命時のもの)

No.	所 属	役 職	氏 名	備 考
-----	-----	-----	-----	-----

(1) 町教育委員会の委員

1	教育委員会	教育長職務代理者	川 上 英 雄	
---	-------	----------	---------	--

(2) 町農業委員会の委員

2	農業委員会	会長	岩 本 久 司	
---	-------	----	---------	--

(3) 公募によるもの

3	公募		内 田 陽 子	(令和2年度)
---	----	--	---------	---------

(4) 公共的団体の役員又は職員

4	美浜町漁業協同組合	代表理事組合長	横 井 喜 博	(令和元年度)
5	野間漁業協同組合	代表理事組合長	吉 田 和 広	
6	観光協会	会長	野 田 敏 郎	
7	商工会	会長	横 田 和 弘	
8	社会福祉協議会	会長	横 田 全 博	
9	女性の会	会長	廣 澤 節 子	
10	スポーツ協会	会長	廣 重 弘 和	
11	民生委員協議会	副会長	久 木 千 鶴 子	
12	区長会	会長	牧 守	副会長
13	あいち知多農業協同組合	地域担当理事代表	富 谷 茂 寿	
14	保育所父母の会	会長	鈴 木 由 美	(令和2年度)
15	保育所父母の会	会長	岩 川 春 奈	(令和元年度)
16	野間中学校PTA	母親代表	加 藤 靖 代	(令和元年度)
17	一社) 美浜まちらボ	代表	伊 藤 拓 道	

(5) 識見を有するもの

18	日本福祉大学	学識経験者	千 頭 聡	会長
19	日本福祉大学	学識経験者	末 盛 慶	

美企発第 212 号
令和2年4月28日

美浜町総合計画審議会

会 長 千頭 聡 様

美浜町長 齋藤 宏一

第 5 次美浜町総合計画後期計画（案）について（諮問）

このことについて、美浜町総合計画策定条例（平成24年3月23日条例第1号）第3条の規定に基づき、第5次美浜町総合計画後期計画（案）の策定について諮問します。

【諮問理由】

本町では、平成26年度から12年間を計画期間とする第5次美浜町総合計画の基本構想に掲げた将来像である「ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま」の実現に向けて、6つの施策大綱から成る基本計画に基づき、各施策に取り組んできました。

この総合計画が中間年度を迎えたことから、これまでの成果や課題を検証し、住民ニーズや社会情勢の変化を踏まえながら、引き続き将来像の実現に向けたまちづくりを進めていく必要があります。

このことから、令和3年度からの5年間に取り組むべき方向性を示す第5次美浜町総合計画後期計画（案）の策定に関して諮問し、貴審議会の意見をいただくものです。

令和2年8月4日

美浜町長 齋藤 宏一 様

美浜町総合計画審議会
会 長 千頭 聡

第5次美浜町総合計画後期計画について（答申）

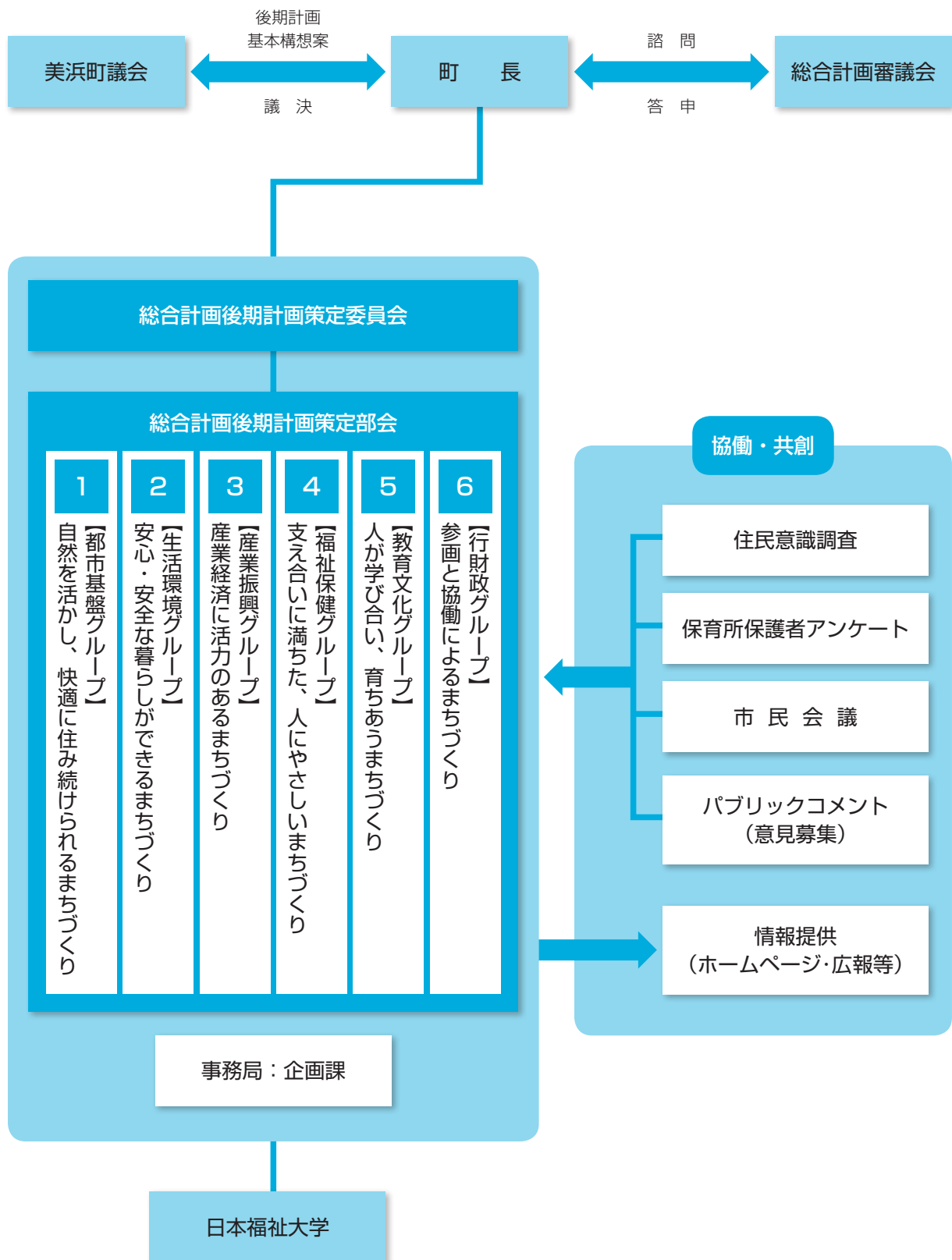
令和2年4月28日付け美企発第212号で諮問のありました第5次美浜町総合計画後期計画(案)について、慎重に審議した結果、令和7年度を目標とする本町の新たなまちづくりの指針にふさわしいとの結論を得ましたので、第5次美浜町総合計画後期計画として、ここに答申します。

なお、町の将来像である「ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま」の実現に向けて計画を推進するとともに、下記事項について十分配慮されることを要望します。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症などの社会経済状況に柔軟に対応し、持続可能なまちづくりを推進すること。
- 2 地域資源を活かした交流人口・関係人口の増加に努め、地域産業の活性化を図ること。
- 3 住民、事業者、大学等と連携を図り、オール美浜で計画を推進すること。
- 4 厳しい財政状況を鑑み、町独自財源の確保に努めること。

第5次美浜町総合計画後期計画策定組織体制図





第5次美浜町総合計画 後期計画 2021▶2025

令和3年2月 発行

発行／愛知県知多郡美浜町

編集／美浜町総務部企画課

〒470-2492 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面106番地
